大日本蠶絲會報

第七拾六號

明治三十一年十月

目次

●論說
●黑組驅除策　農學士　河原次郎
●養蠶一斑　町田菊次郎
●寄書
●桑園の改良に就て　小池市松
●桑樹苗早桑に就て　大島和輔
●横田人工養蠶法　田村兼蔵
●帝國蠶業改良策　山崎瀧三郎
●問答
●桑樹の件に就き質問並に答●桑樹の仕立方に就き質問並に答●桑樹栽植其他の件に就き質問並に答●春蠶飛白及角又種に就き質問並に答●蠶種貯藏法に就き質問並に答●蠶種苛の件に就き質問並に答●種製蠶卵の色澤に就き質問並に答●養蠶中防湿法に就き質問並に答●起蠶の斃死に就き質問並に答●蠶室蠶具の消毒に就き質問並に答●蠶室及其他の件に就き質問並に答●繭の鑑別及蠶の種類に就き質問並に答●殺蛹法に就き質問並に答●製絲用水質の件に就き質問並に答
●統計
●三十一年八月中生絲類及租物類輸出入調●第二次全國製絲工場調査表
●外報
●佛國養蠶景況●ロンバルデー州商工業概況●農業手形に關する佛國の法律●農桑を增殖するの上論●重慶蠶絲市況●米國組織物市況
●雜報
●清國蠶業誤●農業改良の調令●輸入物品從量稅目●蠶業講習所設立費●勸業費と蠶絲業費●デニールの變更●上州の玉繭●長濱縮緬と丹後縮緬●琉球繭に就て●鳥島蠶再び●原國惣會●競進社蠶業講究所同盟會●集談會と共進會●八月貿業補習學校●蠶兒毒殺の訴訟●佐々木忠二郎氏●倉山昌視氏●兵庫縣簡易蠶業學校長●藤島盛文氏●瀧口喜造氏●清國視察員の派遣●三井製糸所の重資●選挙下馬●初霜李部●叙任及辭令●會員諸件●清國蠶業視察復命書

●蠶業奬勵資金募集

故兒玉實詮氏ハ本邦蠶絲業ノ將來ニ就キ大ニ經營企圖スル所アリシガ不幸ニシテ二竪ノ侵ス所トナリ去明治三十年六月十六日空シク大志ヲ齎シテ遠逝セリ悼惜焉ゾ堪ヘンヤ

抑モ氏ハ資性過敏斯業ノ改良發達ニ心神ヲ勞スルノ過大ニシテ遂ニ身躰ノ健康ヲ害ヒ素志ノ一半タモ果サヽリシト雖トモ亦其効ノ見ルヘキモノ多シ同志者茲ニ聊カ氏ノ靈魂ヲ慰メンカ爲メ洽ク有志諸君ニ金員ノ義捐ヲ仰キ之ヲ大日本蠶絲會ニ寄托シ之レヨリ生スル利子ヲ以テ同會蠶業奬勵ノ資ニ充テ以テ氏ノ効績ヲ不朽ニ傳ヘントス

冀クハ四方ノ有志ノ諸彦發起人等カ微意ノ存スル所ヲ洞察シ幸ニ此擧ヲ贊助セラレ數ノ多少ニ關セス寄送アランコト希望ノ至リニ堪ヘサルナリ

明治三十一年四月

發起者

毛呂正容　法川直三郎　御田吉德　松田昌太郎　脇重太郎　羽田寛次郎　丹羽精一　伊藤渡山　高橋元助　田中慶長　由之丞　橋本義武　波多野鶴吉　多賀谷竹藏　石塚萬之助　鈴木貞太郎　其他

贊成者

岡木毅三　高橋信貞　紫藤伍章　松永岩次郎　多田原休之丞　本吉田健次郎　二宮鶴松　其他

追テ金員御寄贈ノ節ハ東京市神田區美土代町二丁目一番地池田藤宛ニテ御送付ヲ乞フ

大日本蠶絲會報第七拾六號　（明治三十一年十月）

●論說

●蠶蛆驅除策

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

蠶業の害敵は敢て少なしとせず就中桑樹萎縮病及蠶蛆の二者は殆ど我邦の特有と謂ふも不可なきものにして其養蠶家を苦しましむること最も甚しく年々斯業の隆盛に赴くに從ひ益々其害毒を逞うするの勢あり而して前者は病原未だ明ならざるを以て豫防の途を講ずるに由なしと雖も後者は業既に先輩大家の攻究せられたるものあるに由り其原因詳なるにも拘はらず未だ汎く之が撲滅豫防の方策を勵行するに至らざるは識者の常に慨歎する所なり

從來普通養蠶家は蠶蛆を認知すれども毫も之を顧慮せざるを常とす而して其直接及間接に被ふる損害は決して少なからずして之が寄生を受けたる蠶兒の成繭は多少其品位を毀損せられ或は繭を營まずして唯徒らに吐絲し或は毫も吐絲することなく甚しきは飼養中斃死し又は之が爲に膿病を併發して同じく斃死するものあり更に其間接に及ぼす損害を擧ぐれば養蠶家は成るべく蛆蠅の桑葉に盛に産卵する期節に先ちて上蔟せしめ以て其寄生を免れしめんとするが故に桑葉の十分伸暢するを待つこと能はずして蠶兒を飼育するに比較的廣大なる桑園を要するの弊あり又殺蛹の時日少しく遲延すれば蠶蛆老成して生繭を咀ひ破り甚しく其價格を減殺するの恐れありとす蠶種製造家の被ふる損害に關しては既に弘く世に知らるを以て復た茲に贅せず尙ほ此害を免れんとし搾立を早め盛に火力を用ひて蠶兒の發育を促がし桑葉の伸暢せざる間に之を收用すること普通養蠶家に比して更に甚しく或は蛆害の恐れ少なき高價なる桑葉を

遠く十數里の外に仰ぎ或は火力の應用適度を失ひ爲に蠶兒をして虛弱ならしめ又は繭質をして劣惡ならしむるの憂少なしとせず製絲家にありては蛆老熟して生繭を破りて遺ひ出づるを恐るゝが故に生繭購入及運搬の方法に莫大なる勞費を用ひ又蛆の寄生したるが爲に繭賃を毀損したるものあるも盡く之を撰別すること能はざるを以て彼此混合して繰絲するを常とすれども其損害は頗る大にして解舒を困難ならしめ繰絲中屢〻切斷し且屑絲として磨擦に屬する部分多く從ひて生絲量を減じ絲類多く絲湯を汚濁して生絲の色澤を暗鬱ならしむる等其害の大なる實に言ふに忍びざるなり

近年二三の地方に於て蛆蛹買上或は其他の方法に依りて驅除を行ふものありと雖も能く其趣意を體認して之に從ふ者は唯少數の蠶種製造家に止まり蛆蛹買上策の如きは徒らに奸悪なる繭賣買者に餘分の利益を施すに過ぎざるの奇觀なきにしもあらず老熟したる蛆を捕殺するは此驅除策中の一法に過ぎず又蛆蠅は苟も陸地の接續せる限りは他より飛び來るを以て一地方の協同は到底驅除の目的を遂ぐることなかるべし農商務省蠶業講習所に於て試驗せられたる成績に據れば蛆は獨家蠶のみならず各地方に於て通例桑樹に棲息するエダシヤクトリ（枝尺蠖）に寄生し皆能く成育を遂ぐるものなり又クハコ（野蠶）にも寄生するは曩に佐々木博士の調査せられたる所なり但し是等の害蟲には蛆の外各別種の蛆を寄生し概ね其結繭前に寄生蛆は老熟して宿主より出でゝ土中に入り三週間内外を過ぎて化して蠅となる此野蠶に寄生したる蛆の蠅は體軀は畧ぼ家蠅と同大にして色澤稍〻濃黑なれども枝尺蠖に寄生する蛆蠅の色澤は稍稍黃褐色を帶び大さは畧ぼ相同じ二者何れも家蠶に寄生せざれども蛆は之に反して家蠶の外野蠶及枝尺蠖に寄生するものなり是に由りて之を觀れば春季盛に桑葉を蝕害するものにして葉卷蟲の如き小蟲を除きトゲシヤクトリ及キンクムシ等體軀肥大なる鱗翅類の幼蟲にも亦寄生するものなしと謂ふべからず或は蛆蠅は桑樹以外の樹木の葉に產卵するや否やを疑ふものあれども是れ佐々木博士が刺蟲の一種に就き僅に一回認められしに過ぎざれば殆ど之なしと謂ふも可ならん故に蛆を驅除せんには生繭より出でたるものゝみを蒐集するのみならず其宿主たる野蠶及枝尺蠖に勿論刺尺蠖、金毛蟲等を併せて驅除せざるべからず

今や微粒子病毒は蠶種檢査法の施行に遇ひ蔓延の途を失へり之に依りて無智無識なる小農家も極めて不眞なる蠶種を購入するの不幸を免るゝを得べし微粒子病毒は遺傳（母躰傳染）と傳染の兩性を兼ね此病毒を多數含有する蠶種を掃立飼養するも豐富なる收繭を得難きは世人の知る所なれども蠶種需用者は奸商の悪計に陷るを防ぎ確實なる製種家に就き健全無毒なる蠶種を購入すること能はざるにあらず即ち協同購入組合を組織するにあり然れども此組合を全國一般に普及せしめ圓滑に活動せしむるには多くの歲月を待たざるべからず上下有志の士善茲に見る所ありて直に實行し得らるべく且輕便にして能く蠶種の粗製濫造を防禦し得べき蠶種檢査法を制定せられたる所以ならんか又當業者一般の熱心盡力せられたる結果として害鳥驅除豫防法を施行せられ農作物に害蟲發生し蔓延の虞あるときは法律の制裁を加へて驅除豫防せしむ是れ亦利用厚生の趣旨に適ひ共に農桑の業をして安全ならしむる策なり而して蛆は一個人又は些々たる共同組合の如き私力にては到底驅除豫防の效を奏し得べからずして其損害は頗る廣く他人に及ぼすこと普通農作物に於ける害蟲の比にあらず假令蛆蛹自己の所有若くは耕作する土地にて越年するも翌春蛆蠅を出すときは蛆蠅は自由に他人の所有或は耕作する桑樹に飛翔して其葉背に產卵するを以て之を蠶兒に給與するときは前記の如き被害を免るゝ能はざるなり彼の生繭賣買所製絲場及蠶種製造家等多數の生繭を取扱ふ所の近傍にては蛆害の殊に甚しきは此實證にして其驅除豫防は永久にして法律の制裁を加へて施行せしむべきものなるや明なり余は一日も早く其制定發布あらんことを切望す抑〻蛆は北海道を除くの外我邦到處に蔓延し其直接及間接に蠶業に及ぼす損害の價額を積算する者の言に據れば少なくも每歲八百萬圓を下らず多きは一千三百萬圓を超過せり豈驚くべきの巨額ならずや今之を平均一千萬圓なりとせば實に富士八島の如き大戰鬪艦一艘に値す吾人は蠶業海中蠹蝕たる一小蟲の爲めに每

年一大戰鬪體を失ふに等し夫斯の如くにして遠く伊佛を凌駕し近く支那を壓倒せんこと豈得て望むべけんや苟も蠶業に依りて外國貿易の均衡を保ち以て國民經濟を維持し帝國をして永久の繁榮を保たしめんと欲せば須く蝟蛆の驅除豫防を勵行すべし而して其方法は決して姑息偷安なるべからず假令其方法をして如何に嚴密ならしむるも其蝟蛆の性質に逸はざる限りは決して苛酷に過ぐると謂ふべきことなくして其效果益〻大なるを致さん今其方法の重要なるものより順を逐ふて列記すること左の如し

第一　生繭より脫出する蝟蛆は盡く之を捕殺する事

第二　野蠶及枝尺蠖は農作物害蟲驅除豫防法の規定に從ひ驅除する事

第三　其他の桑樹害蟲も亦蔓延の虞あるときは前同樣驅除する事

第四　製絲用繭は上簇後十二日以內に殺蛹せしむべき事

第五　製種用繭の外生繭の賣買を禁ずる事

第六　製種室、殺蛹室及生繭取扱場の構造は能く蝟蛆の脫出を防ぎ捕集し易き方式に據らしむべき事

此等の法を勵行して其效果を全うせんには十分嚴密なる監督を加へて毫も容赦する所なきは勿論なれども之を赤痢若くは虎列刺の如き傳染病に徵するに檢疫及消毒法を嚴行するも各人自ら衛生に注意せざるときは其流行を阻塞すること容易ならざる實例あるを以て直接と間接とに拘はらず總て蠶業に從事するものは被屬者に至るまで一般に能く蛆害の恐るべきを知らしめ蝟蛆を惡むこと猶世人の蛇蝎に於けるが如き感念を抱かしめ銳意熱心以て驅除を勉むるに至らば其效を奏すること甚だ速かなるべきは敢て疑を容れざるなり

●養蠶一斑

大日本蠶絲會技藝委員　町田菊次郎

編者曰く本篇は氏が曩日高山社の同窓會に於て講話せられし所の大要なるが其說くところ頗る懇切叮嚀なれば玆に揭載して以て當業者の參考に供す

養蠶は世間萬般の事柄と同く過去、現在、未來の三點に注意せざれば好結果を得ること能はず則ち過去蠶種取扱の眞否は現在の飼育期に於て蠶兒の健否如何となり現在飼育の當否は未來の結繭に現はれて養蠶の豐凶如何となるなり如何に熟練の人なりといへども此道理の範圍を脫すれば決して好成績を收むること能はず故に余は過去蠶種の取扱より現在の飼育及遠き未來のことに就て順次陳述せんと欲す然れども世の中の總てのものは日に月に進歩しつゝあるを以て今日余が是認したるところの方法も他日之に優るの眞法を發見せらるゝものあるに至らん此場合に於ては余は直ちに其眞法を採るに躊躇せざらんとす故に我高山社は特に故眞の二字を冠して社會に立てる所なり余は玆に我社が從來實驗上是認する所の清溫育法に就て陳述せんと欲す

▲蠶種取扱法　過去即ち蠶種取扱のことに就きて述べんに抑〻蠶種の取扱は尋常の眼目より觀れば誠に容易なるものと思考すれども決して否らず頗る困難にして且つ甚だ緊要なるものなり凡そ百般の事物皆因緣、結果あるものにして其組成の不完全なるものは決して良好の結果を得ること能はず即ち蠶種の取扱の如きは猶胎兒の母體に於けるが如く若し懷胎中母親の注意不行屆なるときは其生兒は必ず虛弱性たるや疑ひなし特に母親の不注意最も甚だしきものにありては其結果遂に流產し或は死生兒を見る等の不幸を招くにせるなり故に若し蠶種の取扱不注意なるに於ては蠶兒をして虛弱性たらしめ或は有毒なる物に觸れしむる等の事あるときは遂に發生を見ず或は發生するも種々の病因となりて斃るゝに至るなり故に蠶種の取扱は最も鄭重に注意を加へざるべからず蠶種の取扱は之を別ちて三期とす即ち產卵の終期より十二月下旬冬至までを第三期とし冬至より四月中旬催青に着手するまでを第二期とし催青着手の當日より發生までを第一期とするなり

第一期　產卵を終るや卵殼は至て軟脆なるものなれば極めて靜に蠶籠へ一枚並べに平面に載せ之を清潔

なる空氣の流通よき室に移し蠶棚に挿入し四五日を經過せば卵殼も稍硬く紫藤色に變ず此時一枚或は二枚を裏合せとなして種架に吊し始終大氣の新陳代謝を計り塵埃、煤烟等を防がざるべからず若し注意を忽せにして換氣の術を施さざれば卵は常に呼吸しつゝあるものなるを以て卵の呼吸を閉塞するの恐れあり故に宜しくこれらの事に注意をなさざるべからず此期中にありて適當の温度とすべはき七、八兩月は華氏平均七十四五度、九月は六十七度、十月は六十度、十一月は五十二三度、十二月冬至までは四十五六度とす是れ我社の法則とする所なり而して天然の氣候は斯の如く一定に來らずして時々變動あるものなれば只だ目的を茲に定めて此期は各月とも上下十度通じて二十度以内の昇降は決して害なきのみならず反て蠶種の衛生上に必要なり然れども我地方の如き十月に至れば初霜を見るを常とす其頃には三十度内外の寒氣に觸れ爾後十一、十二の兩月に入り一陽來復と云ふべき氣候に變動起り其時に於て六十度以上の温度に感ずるときは卵の内容物に蒸生の氣味を帶び自然虛弱に陷るの傾あり故に此期に於て若し前述したる定温度を降ることあらば火力を以て之を補ひ其範圍に於て護種に力め決して等閑に附すべからず

第二期　十二月下旬冬至の日に至れば蠶種を種架より卸し貯藏器に收め而して之を冬藏庫に藏し太陽の光線の遠き乾燥せる室を撰ぶべし貯藏器催青器に兼用する行燈の如きものにて高さ一尺縱と横は種紙を容るゝに適するやう作りたるものにして周圍は白紙或は白布を以て張り内部は一寸毎に蠶棚の如き階梯を作り一區一枚づゝ挿入すべし又冬藏庫と稱するは桐製にして三尺五寸立方位のものにて縫目等より空氣の洩れ外氣の侵入甚だしからざるやうになし而して側面の中央部を切斷して寒暖計を裝置し外面より内温度を窺ひ見るを得るやうになして始終温度の昇降に注意せざるべからず若し此箱にて空氣の流通を遮斷せば酸素の不足を告げ爲に蠶種に障害を與ふるやの疑あり蠶種は前述せし如く呼吸する事は相違なしと雖も然れども其呼吸の割合は產卵の時を以て最も頻繁とし漸次遲緩となり嚴寒の候に至れば最も少なく爾來再び增加して發生に近づき漸次急速に赴くものなれば此期中即ち寒冷の候にありては蠶種一枚に對する空氣の容積は至て少なく空氣の流通を遮斷せらるゝも殆ど差支なきものなり故に此三尺五寸立方の冬藏庫に四五十枚の蠶種を貯藏するも決して酸素の不足を告げ卵の呼吸に障害を與ふることなし此期中に於ける適當の温度は冬至より一月末までを華氏平均三十八度とし二月は四十度、三月は四十五度、四月中旬催青に着手するまでを五十度とす然れども此期も亦天候は時と共に變遷極りなきが故に一定の温度を保持すること能はず只之を目的となし上下十度通じて二十度の昇降は敢て害なきのみならず又必用の事と思考す然れども蠶種は一たび四十度以下の寒氣に觸れしめ再び六十度以上の温度に感ぜしむることあらば何時にても發育の機能を動かすものなれば若し此目的温度より十五度以上の差違を來す時は宜しく室の周圍を廣濶にし光線を遮斷する等の注意をなし之が豫防の術を施さざるべからず斯く注意しつゝ天候の暖氣を催すと共に温度も順次漸進せしめ四月上旬に至れば氣候の變遷より桑葉發芽の模樣を豫想し第三期即ち催青に着手するの手順に心を留めざるべからず

第三期　催青に着手するに就ては最も注意に愼重を加へざるべからず我社は催青期中を前後兩週間に分ち催青着手即ち貯藏庫より蠶種を取り出して十五日間には必ず掃立つるを法則とす故に若し之を忽せにし桑葉發芽の模樣を豫測せずして催青の着手早きに失する等の事あらば桑葉の經濟を維持すること能はず若し遲きに失すれば桑葉の成育度に過ぎ硬くして營養分減少して充分の成繭を見ること能はず我社は從來の實驗に徵し桑葉の發芽早生桑の（多胡、市兵衛の如きもの）五六葉中、桑の（赤木、鶴田の如きもの）四五葉、晩桑の（十文字、黑鵜の如きもの）開展したる（拍手樣に）ときを以て掃卸しの適度となす此順序を以て掃卸すときは五齡上簇の際に至り早桑は九葉乃至十葉、中葉は八葉乃至九葉、晩桑は七八葉開展して硬軟共に蠶兒の口に適し營養分も饒多なるが故に該時期十四日前に先ち此桑葉發

育を豫知し催青に着手せざるべからず我社は之を計るの方法として從來花暦と稱して各自庭前の梅、桃、櫻等の初花に注目し桑樹と對照して其初花の開綻より以後何日を經過すれば發芽するやを豫測せり即ち其實驗に據れば櫻花二三開綻より凡そ十四五日間を經れば前述の掃御しに適する桑葉の發芽するを見る此時期を既往十ヶ年間の實驗に徴り統計的に算出すれば其平均年度は四月二十八日なり內催青二週日を控除すれば催青着手の日即ち貯藏庫より蠶種を取り出すの日は四月十四日なり然れども此實驗は余が自宅庭前の八重櫻を標準となしたるものなれども其種類に由りて遲速あり各地方に於て異同あるが故に此統計は何れの地にも適用すること能はず宜しく氣候の如何を鑑み地方の狀況を酌酌し以て其標準を定むること必要なりとす當地方の如きも此標準の平均年度より氣候に前後十日間位の遲速あり故に能く注意して桑葉の發芽を豫測せざるべからず而して花暦より桑葉を豫知し其氣候平均年度より四五日も後れたる年にありては此氣候即ち桑葉發芽の工合より一二日早く催青に着手するなり是れ其遲き年にありては掃御の時は通常の年に比し桑葉の不足を感ずることあり爾後飼育の三十四五日間に於て氣候は大に暖氣を催し桑葉の繁茂著しく二三齡の頃に至れば平年に異なることなく上簇の際に至れば恰も目的の早桑の九葉乃至十葉、中桑の八葉乃至九葉、晩桑の七八葉開展するに至る之に反して氣候の平均年度より四五日も早き年にありては氣候の割合より一二日遲く催青に着手せざるべからず是れ其當時に於ては桑葉の發芽度に過ぎ後日老硬となり從て營養分減少するやの恐れあれども其實は決して然らず飼育中に於て兎角不時の寒氣襲ひ來り桑葉の發育を防遏するものなれば宜しく此邊に注意して桑葉經濟の途を誤らざるを要す

以上述べたる所により以後幾日を經過せば桑葉の發芽掃御に適するやを豫知するに至りては之より十四日を測りて蠶種を貯藏庫より貯藏器のまゝ（催青器）取出し催青に着手するものなり其催青器には上下を除くの外周圍へ無數の小孔を穿ち清潔にして陽氣なる室に移し前一週の催青に着手するなり此週間の溫度は華氏平均六十度を目的とし五十度より降さず七十度より昇さず順次に溫度を昇めるものなり此週間は可成自然の氣候に任せ蠶種の健全を保持すべし然れども若し五十度以下に降る等のことあるときは已に內容に孵化の傾向を與へたる機能を抑止し虛弱性を讓すに至るが故に此場合には火力を藉り寒冷を防ぎ又七十度を超ゆるときは催青器のまゝ冷處に移して豫防を施さざるべからず斯く注意しつゝ七日間を經過して合計約四百二十度內外の溫度に遭遇すれば蠶卵の內容に形成を滿し卵面少しく膨脹の狀を呈し白粉を撒し淡藍色となるべし是れにて前一週を終り第八日目より後週に移ればこの週間は平均溫度七十度を目的として六十五度より降さず七十五度より昇さざるやうになし順次に溫度を昇めて一週の後即ち發生の日に至れば全く七十五度の溫度を保持するものなり此溫度を保持せんには到底前週の如く天然溫度にては溫度を保持し能はざるを以て幼育室に移し火力を藉るなり斯くして後週の初めより三四日目即ち催青着手より十日目に至れば卵面少しく平みて十一二日目に至れば蠶躰略ぼ形を成し皮膚の黑色を帶びたるものあるを透視し得るなり此際は最も緊要なる時期なれば空氣の鬱閉せず乾濕の度に過ぎざるやう注意せざるべからず是より漸次蠶躰の構造完成するに從ひて卵面膨脹して第十四日目に至れば蠶躰は全然成就して非紙は一面に青白色となり然して後週の初めより合計約五百餘度前後兩週通じて又昔の如きものなれば九百度內外の溫度を經て翌十五日目に至れば愈〻掃御となるものなり此兩週間に於て最も注意を要すべき點は始終蠶種を上下前後に差換へ溫度を均一に當らしめざれば發生齊一ならず又火力を使用するを以て火の燃燒に依りて炭酸瓦斯及酸化炭素の如き有害物を生ずるものなれば務めて空氣の新陳代謝を行ひ鬱滯せざるやうにせざるべからず而して又火力の爲に乾燥を來し種紙の反曲することあり斯の如き場合には適宜の濕氣を給與せざるべからず即ち我社に於ては濕運法と稱し桑花の枝又は籐葉等蠶兒に害なきものを撰びて催青器の周圍に吊し種紙に濕氣を與へ其種紙濕氣を吸收して屈曲其當を得るに至れば之を除くなり又火力を使用するに就きて特に注意すべきは只內溫度にのみ拘泥して外溫度を顧

みず濫りに火力を使用し外寒と三十度以上の懸隔を來す事あらば爲に多量の炭酸瓦斯を生じ室内鬱閉して大害を來すのなれば可成外温度との差二十度以内を限りとなし止を得ざる場合を除くの外二十五度までの火力を使用せざる樣なさざるべからず過去蠶種取扱の事に就ては略ぼ其大意を盡したれば是より現在飼育の方法に就て蠶兒掃卸より順次陳述すべし

▲蠶兒掃立法　蠶兒掃卸の方法は日本全國其處を異にするに從ひ區々一樣ならず或は羽箒を以て掃卸すあり或は種紙の裏面より棒若くは指頭を以て蟻の油斷を見濟して強く打ち落すあり余もこの事に就て數年來種々の工夫を凝せしが先づ羽箒を以て掃卸し又裏面より打落すの方法は適當なる掃卸法にあらざるを信ず如何となれば羽箒を以て掃卸すときは蟻を捻り傷つくるの恐あり又裏面より打落すときは恰も妊婦の腹部を打つと一般實に危險にして蟻を害するの患あり已に發生せし蟻は自躰を安全に保たんが爲に絲を吐きて適宜に附着するものなれば取扱上甚だ困難を感ずればなり故に以上二樣の掃立法の如きは共に採て以て模範とするの價値なきものなりとす是に於て余は種々折衷して一種の掃立法を案出したれば其大意を逐次述べんと欲す

第三期貯藏の終り即ち催青着手後第十四日目に至りて一枚の卵紙中五頭乃至十頭發生すれば其翌日を以て掃卸の當日たることを認むべし即ち當夜十時頃より意を加へ極めて鄭重に取扱はざるべからず近來卵紙の產附に非常の厚薄あり或は七分附と云ひ或は八分附と云ひ或は九分附等種々樣々なるものありと雖も假に蠶種一枚より蟻量五匁を得るものと定め其夜即ち掃卸の前夜既に發生せし初發蟻數十頭乃至百頭位は之を掃捨つべし而して其種紙の量を秤りて記憶の爲め其量を裏面或は手帳等に記入し然る後包紙の法を施すべし此包紙は何れの縣下にても殆ど一定せず甚しきは新聞紙を以て之に代用するものあれども此の如き類の紙は蠶兒の爲に宜しからず元來蠶卵孵化の際は呼吸の度至て頻繁なる時なれば其包紙の如きも其組織の極めて粗大にして其質至て堅靭なるものを撰ばざるべからず我地方の大延と稱する紙は其質の極めて堅靭なるにも拘らず空氣の流通宜しきを以て包紙には最も適當すべしと考へ此大延紙を六枚纖合せて使用せしが近來は此種の紙を以て掃立紙と稱へ特に其目的を以て製造するものあれば之を用ふること得策なるべし

包紙を施すには掃卸の前夜十時より一時頃までを以て好時期とす其方法たる先づ掃立紙を中央より半折して一葉或は二葉に目的の蠶種を入れ四方共に一分乃至二分許りづゝ蠶種の緣より隔たる樣二重に折返して蠶兒の這ひ出すを防ぎ而して可及的寛かに蠶種の緣を摩擦せず寛嚴宜しきを得る樣注意せざるべからず殊に此際にありては人工的温度の高點に達したる時なれば勢ひ火力の爲めに室内の乾燥甚しく種紙の反曲する恐れあり故に非常に温度高き年柄にあらざるよりは濕連法を施すを常とす即ち其方法は桑花を細末に剉み一粒半並べに包紙を施したる種紙の上に平等均一に撒布すべし先づ包紙を終らば蠶箔に皆川莚の類を布き其上に掃立紙を布き而して其上に平面に並列して濕連法を施し之を蠶架の中央目通の處に挿入し置くべし其濕連法即ち桑花を施すには成るべく注意を加へざるべからず其適度を超ゆる時は却て害となるものなり

既に前述せし如く漸次温度を昇めて一齊に發生せしめざれば飼育上經濟の點に於て甚だ不利益なるものなれば此際特に注意を加へ温度の暴騰するにあらざるよりは可及的温度を下さず六十八度以上七十五度以下に保持するやう注意せざるべからず然れども前述するが如く多量の火力を用ふれば從て炭酸瓦斯を生ずるものなれば内外寒暖の差をして二十度以上に至る火力を用ひざるやう專心注意して怠なくんば乾濕其宜しきを得發蟻一齊にして且つ健康なり是れ余が多年の實驗に徵して其確實なるを疑はざる所なり而して翌日に至れば掃卸しの順序となるなり即ち當業者諸氏の已に知了せらるゝ如く收蠶は四六時中一定の時刻ありて自然温の全く高温度に達したる時正午より一時までの間を以て掃卸しの好時機とす但雨天ならば一時より二時頃までを以て好時機とすべし故に收蠶に着手するには豫め之が準備をなさざる

べからず第一に蠶箔に趾或は皆川を布き粉糠二升五合乃至三升を其上に平等に撒布し又其上に掃立紙を布き定規を置きて尺坪六坪の積を作り又桑の繊芽拍手樣に發芽せるものを摘採し量目三十匁を細に剉み桑花なれば五十匁を準備すべし尤も此等の桑葉或は桑花は一日乃至一日半貯藏したるものなり尙粟糠五合を備へて天氣快晴のときなれば正午より掃卸に着手して前夜包紙を施し置きたる蠶種を蠶架より卸し極めて靜に平かなるものゝ上に置き徐ろに包紙を開き試に羽箒の柄を以て其近傍を輕く打つときは掃卸に適當なる蟻は頭を擡げて毛茸を直立すべし我社にては之を名づけて實入と云ふ其未だ實入せざるものは頭を擡げず又毛茸をも直立せざるなり然るときは十分乃至十五分間を經其悉く實入して掃卸に適當なるを認めば徐て準備せる粟糠一合二勺を種紙一枚の上に極めて平かに撒布すべし此粟糠は蟻の卵殼の肌を離るゝの足場となるものにして蟻は既に己れの體上に邪魔物を捲はれたるに由り之を避けんとして其上に倒匐し出づるが故に其粟糠厚きに過ぐれば蟻は其表面に這ひ出づること能はずして其粟糠に壓倒せられ又薄きに失すれば蟻は其種肌を離るゝこと能はざるもの往々之れ有り故に厚きに失せず薄きに失せず一粒乃至一粒半並び位に撒布し而して十分内外を經過すれば蟻は殆ど九分通り粟糠の上に這ひ出づるものなり而して其未だ處々に集合せざに先だち豫め用意せる細かに剉みたる桑芽十二三匁を給與すべし蟻は此桑の香に惑はされて未だ種肌に附着するものも悉く這ひ上るに至るなり之を我社にては呼出し桑或は絲切桑と稱す蟻の悉く紙肌を離れて桑に取附きたる時は種紙の左右兩緣の中程を二本乃至三本位指先の這入る樣に羽箒の先を以て掃き退け其部分を拇指食指中指の三本にて支え表裏を顚覆して其裏面を右の指頭にて輕く打てば蟻は悉く粟糠と共に包紙の上に落つるなり而して其猶紙肌に附着して殘れるものあらば羽箒を以て極めて丁寧に蟻を痛めぬやう注意して掃卸すなり而して直に種紙の量を秤りて其量目例へば十二匁五分ありとし前夜記載し置きたる秤量十八匁ありとすれば差引蟻量五匁五分を得此内尙水分飛散量を減ずれば眞の蟻量は五匁なるものなり即ち是れに粟糠二合を加へ掃立紙の兩角を持ち能く混和して既に設けある所の蠶箔一枚即ち尺坪六坪に平等均一に撒布すべし凡そ蟻は重量五匁を以て五萬頭と見做すものなり尤も種類に由りて多少の差ありといへども大凡五萬頭内外と見做せば大差なからん而して尺坪一坪は一分坪六萬坪にして一頭の蟻一分坪一坪二合の場所に生息するの割合なれば決して狹きを感ずるの憂なし又廣きに過ぐることなく廣狹其當を得たるものと思考す

此際に於て其未だ赤兒を取扱ふと同一なれば極めて丁寧に取扱はざれば不測の災害を被ふるに至る故に充分注意せざるべからず已に掃卸の手續きを終れば殘り十七八匁を給桑すべし是れ即ち第一回の餉食なれば極めて平等均一に撒布するを要す方言之を居並桑と云ふ若し此給桑の際飛び散りたる桑は蟻の在る所より一二分の外まで掃き寄するなり

以上にて既に蟻の掃卸方法は陳述し終りたれば更に歩を進めて現在飼育期に就て陳述せんと欲す此現在飼育期は掃卸し後三日間即ち西ヶ原の所謂脫毛我社の所謂毛振の終りなるを以て最も注意すべき時とす實に此三日間は蠶兒の生涯即ち蠶一代の强弱の定まる時にして飼育者に取ては豐凶分け目の時期なれば決して輕々しく粗漏なる取扱をなすべからず尙も養蠶業に從事する者に在りては充分研究を要する時期なればなり

（未完）

●正誤　合報第七拾五號本欄三頁八行「小なるもの」の下に「より」の二字を脫し、五頁の表中二行三段の「六、〇」は「〇、六」の誤り

●寄書

●桑園の改良に就て

在東京　小池市松

讀者は此問題を以て陳腐なりとするならん然れども余は廣く他の桑園を觀察するに當業者の爲め國家の爲め實に默止するに忍びざるものあるなり

桑葉に生絲の前身にして即ち桑業が一種の生活せる動物機械に依りて生絲なるものを製造するなり故に桑園は蠶業上假令幾百千年をも越も離るべからざる直接の關係を有することは今更に余輩の喋々を待たざる所なり然るに目下一般の桑園は充分發達し其種類の撰擇培養の方法等宜しきを得たりと言ふを得べき平余は少數篤志者の稍之が研究に從事し多少の改良を施しつゝあるものを見るの外未だ幼稚の域を脫せず且つ耕耘施肥の缺乏を顧みず地力漸く減耗するもの甚だ多きを認むる今や蠶種の改良、蠶病講究の如きは學者實業家擧つて之を唱道し其研究を忘らずと雖も蠶業の大基本たる桑園に關しては甚だ冷淡にして、學者間に萎縮病の研究調査あるのみ（）十年以前に於ける智識と毫も逕庭あるを見ず寥々養蠶の講釋日に巧みなるものに比せば殆んど反比例を爲すが如き事實あるを認む今試に昨三十年一月以來本會報に掲載せる所の論說及寄書を數ふるに其數數百十件中桑園に關する論說寄書は僅に四五件に過ぎ而かも培養の方法收穫の多少を論ずるもの一もとれあるを見ず之を以ても余は當業者一般の着眼冷淡にして比較的改良思想の甚だ乏しきを慨歎せずんばあらず

特に現今の狀況に據れば或地方の如き製絲家は繭價を價ふ能はず繭價は桑葉代を償ふに足らず若し桑葉にして海外需用の途ありとせば蠶を養ひ絲を製するの勞を執らず桑葉其物を輸出販賣するの勝れるに如かざるが如き奇觀あるにあらずや以て桑園の消長は直に國家の貧富に大關係を及ぼすものたるを知るべきなり

或は云ふ現今某地方の如きは蠶業の收支相償はずとなし斯業を營むもの漸く減少し桑葉の供給從て過剩を現はし空く園畝に凋落せしむるの狀況を呈し其極桑園變じて麥圃たらんとするの悲境に陷れり故に目下の狀勢より觀察せば桑園收穫の多少は蠶業に關する所甚だ淺きを認む故に桑葉は蠶業經濟上大部分を占むるものにあらずと

此等は地方の一小部分を窺ふたる偏見たるに過ぎず抑々二三年來我經濟界に變潮を呈するや物價勞銀共に騰貴し工業の勃興せる地方に在りては桑園を有せず買桑を以て隨時飼育するもの丶如き不定なる養蠶家に於ては或は此を捨て彼れを取り爲に桑葉に餘剩を生じ賣桑目的の桑園の如きは前陳の如き地方往々これなきを保せずと雖も是れ畢竟一部地方の現象たるに過ぎずして之を以て全國桑園の全體を謬ゆる能はざるなり

今極めて公平なる積算を以て全國桑葉價額の平均を徴するに成繭代價百分中に對し桑葉原價は實に六十を下らざるを予の確信する所なり即繭一石代價金二十五圓と假定せば其十五圓は桑葉代に屬し其十圓は飼育勞銀、基金利息、雜費等に屬するなり之を昨三十年の全國產繭二百十二萬四千二百三十八石を平均一石代金二十五圓と見積り其總額五千三百十萬五千九百五十圓とせば桑葉原價に屬するもの實に三千百八十餘萬圓の巨額に相當す誰か之を以て桑園收穫の多少は蠶業經濟に大影響なしとする乎故に余は所論の陳腐を顧みず大聲疾呼して桑園改良の注意を世の學者及實業家に促す所以なり

余は桑園現今の蔡靡を救濟するは敢て高尙緻密なる研究を要せずとなすなり否之を不要とするにあらざるも此等の必要は從來已に研究し得たるものを眞面目に實行したるの後に於て決して晚しとせざるものなり故に余は現今に於ける救濟策としては既に一般學者實業家の唱道する所に從ひ桑種を撰擇し栽培を丁寧にし培養を怠らざるを促さんとするなり論者或は云はん此の如きは普通養蠶に從事するものの識か之を知らざらん今殊更に反覆贅辯を費すを待たずと然れども世間此普通の培養法を完全に實施するものの果して幾何かある全國百三十萬の養蠶家中其耕耘に施肥に十二分の注意を怠らず樹葉鬱蒼天與の惠を全收するもの實に晨星も啻ならざるなり故に余は初より陳腐を顧みず本題を提出して大方に質さんとする所にして又蠶業改良實施上に於て比較的巨利を直に攫收し得るものの之に如くものあらざるを信ずるなり一然れども桑種及栽附法の改良は咄嗟の間に實施する能はざるものなれば此等は漸を追ふて改良の功を奏せしむるものとなし即時實施するを得べき培養法の如きは耕耘施肥を一層丁寧にし一反歩に對する經費二三圓を投ぜば明春に至り優に二三割の增收葉を得べく從て蠶種揚立を增し收繭の增加を得べきなり今試に昨三十年度の調査に於ける全國桑園段別より積算し之を概記すれば左の如き計算を得べし

全國桑園段別　二十九萬八千五百九十六町一段歩

同　繭產額　二百十二萬四千二百三十八石

一段歩に對し成繭高七斗一升一合餘（此成繭高實際に於ては尙少額なるべきかの誠あり或人の調査に據れば一段歩の收葉百十貫目內外なりと云ふ果して然らば成繭三四斗を出でざるべし此額眞に近

きが如し然れども今姑く農商務省の統計に據て之を記す）

今一層耕耘を加へ肥料を施し一段歩に對し藏一石の收穫を得るとせば

全國收藏高　二百九十八萬五千九百六十一石となる

差引增額　八十六萬千七百二十三石

此價金二千百五十四萬三千七十五圓（平均一石金二十五圓と見積り）

內　金八百九十五萬七千八百八十三圓

但一段歩の耕耘費肥料代從來より增加の見積り金三圓全國總反別に對する增費額

差引金千二百五十八萬五千百九十二圓

是れ全く施肥培耘に注意したる改良の結果全國の增收穫を積算したるものなりとす世間此積算を以て或は座上の空論視するものあるべしと雖も培桑の實業に從事するものは肥料と勞力に若干の增加を爲さは直ちに收穫に幾倍の差違を生ずべきことは皆首肯する所なるべし全國蠶業家が奮勵一番說ふて改良に從事せば歲月を費さずして必ず此增收穫を得べきや確信して疑はざる所なり

今や輸出入は日に逆境に沈淪し本年一月以降輸入超過は實に一億萬圓の上に出づ此儘にして之が頹勢を挽回するなくんば我が富源は終に涸渴するの慢狀に陷らん日本國民たるもの豈憂心せざるべけんや而して之を救濟するの策としては農業に工業に之が改良若くは擴張の事之れなきにあらざるべしと雖も夙に殖價を海外に得直接外人の需用あり輸出總額の五割に達する大物產たる蠶絲業の增殖を圖るは最も目下の急務に屬する要件なりと信ず又眼を轉じて近來蠶業者間の問題たる產額の多大と一部改良絲の精良とを以て一大勁敵として恐るゝ清國絲に對する競爭の點に顧みるも些々たる蠶種若くは飼育の改良を以て拮抗せんとするは抑〻末なり猶らく產額を增殖し生產費を減殺し以て大に販路の擴張を圖らざるべからず世界の需用は廉價なる供給を待つなり或論者の如く必ずしも精良無缺の一等生絲にあらざれば販路忽ちに閉塞するが如く想像するは余の甚だ取らざる所にして其日本固有の絲質を以てするも一定にして整頓せる生絲は現今に於ける如く尙ほ將來に於ても海外需用の歡迎する所となるべし要するに敵に當るの最良武器は生產費の減少に在りて存するなり（生絲の事は別に論ずる所あるべし）

桑園の收穫を增加するは產額の增殖を爲すと共に生產費をして廉ならしむるものにして大は國家の富を增し小は個人の福利を進むる刻下の最急務たるは以上論ずる所の如し而して之が實行を奏するの方法一にして足らざるべしと雖も左の數項は必要中の必要なるものなりと信ず

一　各府縣農事試驗場蠶業學校、講習所、傳習所等に於て模範桑園を設置すること

一　農事巡回教師、蠶業巡回教師は最も力めて桑園の改良を誘導すること

一　各地便宜の地に桑園共進會を開設すること

各府縣に於ける蠶業學校、傳習所、農事試驗場等に於て良好なる模範桑園を作り以て當業者を誘導啓發するは最も效力あるものにして此等の設備從來之れなきにあらずと雖も其方法未だ充分ならざるもの多きが如し徒らに玩物的貴族的のものならしめず務めて實地的經濟的組織のものならしめざるべからず

巡回教師は徒らに深遠なる學理を演說して實業家を感服せしむるを以て足れりとせず教師其人隨一の職責として桑園實地に就き弊を矯め短を補ふに努力し熱心に當業者を鼓吹啓發せざるべからず

桑園共進會開設の如きは或は桑園そのものを一場に出陳する能はざれば到底行ひ得べきものにあらずとするものあるべしと雖も彼の本年佛國ブーシュ、デュ、ローンヌ縣に於て養蠶室共進會を開きしが如く一場に陳列せざるも出品區域を狹小にし審査員は實地に就て一々其良否得失を判定する等公平正確なる審査を行ひ以て競爭の念を起さしめ取長補短を促さば桑園愛護の風靡然として普及すべきなり

夫れ此の如く官に有志者に此等の方法により大に愛護改良を力むるあらば全國の桑園欝然として繁茂し蠶業の收利從て增加し家國の富饒期して待つべきなり

●桑樹杢早桑に就て

埼玉縣兒玉郡丹荘村
大日本蠶絲會員　大畠和輔

桑樹の種類は其數甚だ多く前年種類流行の際各地の投機商が各府縣より採集せるものを算するときは殆ど六百有餘種にして余が曾て其種類に就て實地目擊せしものにても三百有餘の種類あることは確認せり尤も彼の六百有餘の種類中には必ず同種にして異名なるもの多かるべし現に十文字桑の如きは進華、霜クヤリ若くは八日市桑等の異名あり

桑樹の種類を撰擇するは蠶業家の最も注意すべき緊要の事たり抑〻桑樹の種類たる甚だ多く各固有の性質に因り發芽に早中晩あり葉量に多寡あり或は其地味風土に適否あり例之ば長野縣原產の風返の如き葉

質柔軟にして蠶兒に適すれども如何せん其收葉量に至ては他の市平、多胡早桑等に及ばざるなり然れども鼠返は葉形分裂多きが故に彼の風害多き信州地方には最も能く適するも若し風害多き地に丹波地方の原產なる國富又は長瀨等の如き種類を移植せば其葉形圓大なる爲め風害に罹り易く好結果を得る能はざるや勿論なり方今各府縣下に於て專ら栽植する所の種類の主なるものを擧ぐれば普通早桑にては市平、多胡。中桑にては鶴田、九紋龍、柳田。晩桑にありては鼠返、山中高助等とす是等の品種素より何れも善良なりと雖も尙ほ實驗試作の結果之に勝さるの良種ありとせば宜しく考究せざるべからず請ふ左に少しく述べん

從來各地に於て繁殖せる市平、多胡早桑の如き何れも崩芽極めて早く稚蠶を養ふには至て良く且つ葉形も大なる方なれば從て收量多し然れども早桑の如きは萎縮病其他病害に罹り易く樹性弱く植込後永年を保たず十文字には晩桑中の最良種なれども地質に由り適不適ありて山間の礫地、强粘土或は岩石を混ずる地味には不可なるが如し又鼠返は前述の如く收葉他種に及ばざるの缺點あり然るに余は年來試作の結果意外の最良種と認むるものを得たり即ち本郡青柳村大字新宿の原產なる桑早桑と稱するものにして異名を木村桑或は新宿早桑又は峯岸早桑とも云ふ元來同所に桑次郎と云へるものゝ住地の一隅に發見せるものにして桑早桑と稱するは故競進社長木村九藏氏の命名せしものにして氏は此桑早桑の桑樹數百種中に卓越せることを確認し爾來氏が桑園の大概は桑早桑を以て植附けらるゝ有樣なれば同社員も擧て栽植し又社外の者も氏の桑園を目擊し良種なることを傳へて次第に移植を試みざる者なきに至れり故に近來我地方は一般に該種の栽培繁殖を圖り栽植家は何れも原名を云ふものなく氏の專ら賞讃栽植せらるゝを以て單に木村桑とのみ稱するに至れり此桑早桑は樹性强健にして如何なる瘠薄の地味にも良く繁茂し植附後永年を保ち萠芽極めて早く略ぼ市平と同時なり枝幹至て良く伸長し葉間密接して枝數多く葉は中形純青にして少しく裂けたり葉質柔剛ならず收葉の量多く春蠶上簇まで硬强とならず故に此種を栽植せば曾て蠶業家の定規とせる早中晩各種を栽培するの必要を認めざるべし爲に我地方にては該桑早桑のみにて老蠶まで飼育するの如き狀況なれば蠶兒の飼育には經濟の點よりするも良種たるを認む殊に此種は秋蠶の時期に至りても市平、多胡、伊達赤木等の如く葉裏に黃色の斑點を見ず且つ硬ならず近來秋蠶業の益ゝ隆盛ならんとする際特に必要の良種類たるなり余の試驗に據れば早生種にして斯く晩季まで良好なる桑葉は他に其比を見ず又其葉裂けたるが故に風害多き地にも適し且つ多胡早桑、中島早桑等の如く梶子を結ばず萎縮病其他の病害に罹ること尠し

●横田人工養蠶法

在札幌大日本蠶絲會員　田村兼藏

余は親しく横田氏に就て其人工養蠶法を修得したれば今其大略を紹介せんとす此養蠶の起原は昨年横田氏が埼玉縣にて之を研究試驗し其年の末之が專賣特許を得たるに初まれり氏は本年其傳習所を設け生徒七十餘名を募り一箇月にして之を卒業せしめたり而して此法は漸次各地に試驗され又實行されんとするの運に向へり今其養蠶器の構造を言はんに之に三種あり即ち

大器　高さ七尺、方六尺　中器　高さ七尺、長さ六尺、横三尺　小器　高さ七尺　方三尺

なり器の上部六尺は總て障子を以て圍み上面の障子は中央と四隅をレースとなし空氣の流通に便せり其下部一尺は板にて圍み自由に開閉することを得而して其下は普通の爐にて之に鍋を掛けたるのみ器內に容易に之を透視することを得又回轉器ありて內部に通じ鍋を上下することを得又横田氏の最も苦心したる安全布（或は節温布）なるものあり是は普通の木綿にて半分は厚く半分は薄く温度を多く要するときは其薄き方を出し温度を多く要せざるときは其厚き方を出し以て器內の温度を節するなり燃料は普通の木炭を用ひ鍋に水を入れ之を熱するなり鍋には蓋ありて濕氣を要するときは之を閉づ時としては鍋に管を裝置し鍋を蓋ひたる時蒸氣を外方に導くの用に供す又濕氣を要するときは鍋を下げ之を要せざるときは上ぐるなり上部の障子も蠶兒の生長するに從ひて之を開き氣温低きときは閉づるなり

此養蠶法の普通の養蠶法と異なる點を擧ぐれば次の如し

催青　普通法と同じく撫立の時即ち桑葉四五片發生したるの頃蠶種を取出し器中に收め初めは六十五度の温度とし漸次上昇して八十度とす斯くすれば三日乃至七日にして發生す此間は種紙を表裏反覆するを要し又下より濕氣を與ふるなり大器ならば一回五百枚を孵化せしむることを得

掃立　普通法と異ることなし

桑の切方　普通法よりも幾分か大形となす

給桑量　蠶座一面に撒布し一日一齡のときは十三回乃至十四回、二齡には十二回、三齡には十回、四齡には九回、五齡には七回乃至八回給桑す桑は可成薄く撒布す

除沙　普通法にては一齡には眠りに就くとき除沙を行ひ二齡、三齡、四齡には起きたるとき、齡中の半ば、眠るときの三期に行ひ五齡には一日一回乃至二回之を行ふ此器を用ふるときは一齡中は一回も除沙せざるも可なり之を行へば却つて害あり是は纈沙乾燥し過ぐるに由る二齡にはオキウラのみを行ひ三齡、四齡にはオキウラとナカウラを行ひ五齡にはオキウラは之を急がざるも可にして其翌日より毎日一回除沙をなす

紙扱　普通法にては掃立より二日乃至三日を經て之を行へど此法にては三齡のオキウラに紙を抜くなり是れ蠶座は難なるが故に稚蠶は之より濕出するの虞あり又蠶座濕潤するの患なきに由る

分箔　普通法にては掃立の際は蟻蚕一匁を尺坪に擴げ一齡の半ばに二倍し眠に就くとき其五割を增し二齡のオキウラに其五割を增し三齡のオキウラに五割を增し其半ばに二倍し斯くして四齡の半ばに及ぶ此法にても普通法と同く四齡の半ばに於て器内に全く充滿するに至るなり

眠起　普通法にては眠るとき除沙するが此事は頗る技術の熟練を要することにして除沙少しく早きに過ぐれば桑溜りて濕氣を保つが故に眠に就かず又遲きに失すれば蠶兒を他に移し難し此邊の工合は頗る困難なるものなり然るに本法に從へば就眠の際除沙を行はざるが故に蠶蚕上の難關を容易く通過することを得るなり又普通法にては就眠時間は二十四時間乃至五十時間なれども此法にては大概十二時間乃至十六時間にて眠を終るなり眠起早きものは脂肪を消費すること少なきが故に蠶兒強健にして結果良好なる勿論なり

温度　此法にては器内の温度を標準度（八十度乃至九十五度）に保つには常に注意するを要す若し天氣の不良なるときは強て此標準度に昇らしめんとせば上下の温度に著しき差を生じ或は下層の蠶兒を燒殺することあり故に外温下降するときは標準度に昇すとも能はざるべし

氣通　上部に空氣の流通孔あり下方にも板を開きて空氣を通ぜしむるを得れども之のみにては氣通充分なりと云ふを得ずされど給桑回數多くして給桑するときは必ず蠶箔を取出すが故に此際自然に空氣交換さるゝことを得るなり又此法に據れば普通法の如く人の放出する炭酸瓦斯の害を被ることなし是れ器内に人の入らざるを以てなり

上簇　蠶箔を馬糞紙にて一寸四方の小室に隔離し中に籾糠を二分の厚さに布き之に蠶兒一個宛を入れ其上を簾にて覆ひ針金にて之を留め置くなり故に他室に移りて玉繭を生ずるの憂少なし普通法にては上簇の際は箔數を殆ど二倍とすれども本法にては全く此器中に收むるなり即ち一蠶座に一千頭を上簇せしむべし後ち下より温度を與へ七十五度乃至八十度とす斯くすれば二晝夜乃至三晝夜にして結繭す

後藤、籾糠、馬糞紙等を分離し馬糞紙に繭の附きたるまゝ蠶座中に入れ復之を器中に收む斯くして上簇の日より五日乃至六日にして繭を收むるなり

此法によりたる成績の一例を擧ぐれば次の如し

飼育日數	二十日二十二時間	上繭	八斗三升四合二勺
飼育中の平均温度	八十二度七分	玉繭	一斗三升六合八勺
飼育中の平均濕度	六十四度八分	屑繭	八升二合八勺
給桑量（蟻蚕四匁に割し）	百五十四貫九百三十七匁	上繭一升の重量	百十匁
給桑回數	百七十四回	上繭一升の個數	二百七十粒
收繭	一石五升三合八勺		

是に由て觀るに温度の割合に飼育日數短し是れ函中には風なきが故に蠶体の温度を奪はるゝこと少なきに由るならん

給桑量は實際は之よりも減ずべし是れ五齡二日目より枝桑を切りて與へたるをば其儘秤量したるものなればなり故に實際は百二十貫乃至百三十貫にて可なるべし

給桑回數は普通法にては百八十回内外を要す故に之を減ぜるなり

收繭は中等の作なり此中玉繭を斯く多く生ずるの理なけれど蠶兒は猶ほ儀と馬糞紙の間を越へて他室に移り爲に玉繭を生ずるなり普通法にても玉繭の量は之と伯仲せり又繭の尖りたる部分普通法のものに比して薄きが如し是れ鋏蚕なり屑繭は少なし

一升の重量百十匁は普通にして相當なり粒數二百七十粒も先づ普通の成績ならん

今此養蠶器の效能を列擧せんに

第一　飼育日數を短縮し從て勞力を省くなり人或は此器は晝夜作業するが故に勞力に於て敢て益する所なしと云はんか給桑の回數に於て普通なる以上は勞力を省くことは明なり

第二　蠶室粗造にして可なり却て藁屋を頁好とす又面積も少なくして可なり即ち普通法にては四匁を飼育するに八疊間の廣さを要すれど此器にて四匁を養ふには僅に半坪餘を要するのみ之に作業に要する面積一坪を加へて總計一坪半にて足れり

第三　蠶蛆は蠶の四五齡の時桑葉に產卵し之を蠶兒が食すれば其腹中にて生長し之を殺すか或は繭となりて後ち之を喰破りて出るものなり然れども此器を用ふるときは十五日内外の日數を短縮するが故に蠶兒の蛆害に罹ることなし

第四　總て微菌は濕る所に繁殖し易し然るに此器は常に乾燥せるを以て遺傳病はいざ知らず傳染病には感染すること少なし

第五　一年幾回も飼育することを得故に養蠶に要する固定資本の償還率を多大ならしむ

既に此の如き效能あり然らば直ちに之を購求して蠶兒を飼育せんかと云ふに直ちに然りと答ふることを能はざるものあり即ち下に述ぶるが如き缺點を考察し適宜之を掛酌せざるべからず

第一　價格低廉ならざること即ち錢量八匁を飼育すべきものは五十五圓、四匁を飼育すべきは三十八圓、二匁を飼育すべきものは二十五圓なり而して其中等大なるものは十三圓の運賃を要すべし故に殆ど普通の蠶室を造ると同樣の費金を要す

第二　器内上下層の温度の差甚だしきこと今其一例を擧ぐれば中層七十九度なりしとき下層は百〇五度にして上層は七十度なりし如斯なれば蠶座をば上下常に交換せざるべからず此缺點を改良するには蠶座と外圍の距離を遠くすれば可なるべし

第三　安全布にて温度を節するといへど唯此一片の布を以て能く其目的を達すること能はざらん寧ろ鐵板にて扁たき函を造り之に湯を入れ置かば可ならん又此上に濕めりたる布を置けば濕氣も充分供給し得べく又炭を消費することも少くして大に宜しかるべし

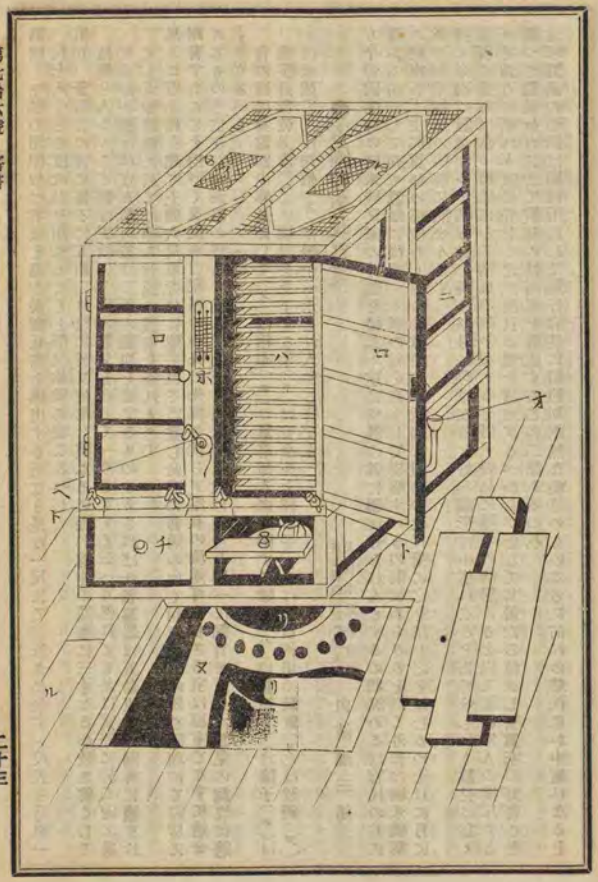

第四　下部の開閉板は空氣を導き炭酸瓦斯を排出する所なり是は一尺にては低きに失す一尺五寸乃至一尺七八寸とせは火鉢を用ふることを得又作業に便なるべし

第五　發明者の言に據るに五齢二日目に於て桑葉を與ふるに際し蠶座の間僅に三寸なるが故に狹くして枝桑を入るゝこと能はず故に二枚の蠶見を合して一枚となすと云へり然れども是は實際に於て密に過ぎて行ひ難ければ五齢以後は二倍の蠶座を要するものなりされば此養蠶器は五齢以前の飼育に適すれども五齢以後に於ては寧ろ普通の蠶室を優れりとす

思ふに草小屋を建て土間六尺四方位に障子にて區畫し此處に普通の如く飼育せは此器と同理にて容易に飼育することを得べく又從來は家屋の中央の光線も當らず空氣の流通可ならざる室は蠶室となすに適せざるものと信ぜしが此器の理より推して上下に流風管を設け溫度を與へて飼育せは必ず蠶見の飼育に適するなるべし

右の圖は養蠶器の外景にして(イ)は粗布(ロ)は蠶箔挿入に開閉する障子(ハ)は蠶箔(ニ)は障子(ホ)は寒暖計及乾濕器(ヘ)は鐵鍋を上下する手(ト)は安全布を繰る手(チ)は羽目板用の裝置(リ)は鐵鍋(ヌ)は火爐(ル)は床板(オ)は鍋中へ水を注入する管なり

●帝國蠶業改良策

新潟縣西蒲原郡能生町　大日本蠶絲會員　山崎瀧三郎

方今帝國生絲の歐米機業家の非難を殺ふり遂に支那の爲に驅逐せられんとするの狀況あるは官民の共に憂ふる所にして苟も蠶絲に從事する者の枕を高うして安眠すべきの時にあらざるを以て外には歐米機業の視察あり支那蠶絲の巡檢あり内には蠶業の革新論に製絲の改良策に之を講じ之を試むるの士日に月に多く斯業刷新の機將に熟せんとす

抑々帝國の蠶業は多年其方針を誤り絲層は豐厚なるを好み繭形は中縊れなるを奇とせしより蠶見は益々虛弱に製絲は愈々難澁にして精良の絲を製する得ず製品に種々の缺點あるを以て遂に外人の撰斥する所と爲るに至れり故に宜しく之が改良の策を講ぜざるべからず而して其策たる他なし養蠶家の好奇心を斷つと蠶業教育に於て製絲の技術者を養成するとの二途あるのみ

元來蠶繭の形狀は圓錐形にして解舒容易に類節切斷無き美質のものなるに何れの時代にか中縊れなるを奇とし人爲を以て變化せしめしなり今や蠶絲業家は現時の繭形正良ならざるを知り種類の撰擇に汲々として在來種の角及及支那種の清白を複製し種類は右二品の内を定め蠶繭固有の形狀に復せしめんとせり是れ誰か嘉みすべきことなれば角又種にされ支那種にまれ種類決定の上は務めて從來誤謬に陷りたる變形を奇とするの心を去るべし

次に蠶繭の肥大厚層を好みしは目前の小利に迷ふて永遠の大計を知らざるに出でしものにて此の如き飼育法は蠶の天性に悖り性質を虛弱ならしめ種卵に病症を遺傳し飼育に失敗多く製絲に困難にして絲質に種々の瑕瑾を生ずるものなれば宜しく飼育法を改良し以て肥大厚層を好むの意を斷たざるべからず若し唯繭形の正否にのみ偏して飼育法を改めざれば再び現時の覆轍を踏むことあるべし

然れども種類の決定飼育法の改良を行ふには予は先づ製種業家に向て切望せざるを得ざるものあり何ぞや曰く蠶繭形狀の正否、蠶種の强弱、絲層の厚薄、纖維の細太、縮緬の組密等は皆原繭撰擇の如何と原種飼育の緩急とに因るものなれば宜しく先づ其源泉を清くすべし源清ければ下流は自ら清かるべし製種業家にして種類の一定飼育法の改良を行ひ繭質は正良にして上等の生絲を得るに適ひ蠶種は强健にして飼育に安全なる蠶を製せば養蠶家は此善良强健なる蠶種を以て飼育に失敗少く成繭に缺點無き飼育法を施し然る後始めて正良なる繭を多量に收むることを得べし

以上陳べ來りし如く養蠶家の好奇心を去りて而る後本邦の繭は始めて至善豐收なるに至るべし然り而して製絲家たるものの將來規模を大にして力の及ぶ限り完全なる新式器械を据附くるとするも若し其器械を操縱し數多の工女を管理するに足るべき熟練の製絲技術者を缺かんか猶ほ堅牢無比にして燃料充實せる軍艦に熟練なる運轉手を缺くと同じく焉ぞ無瑕無疵にして品質一定なる生絲を製するを得んや而して本邦に於ける蠶業教育を見るに從來此等の技術者を養成するの機關無く今日に至るも猶未だ之が設備を見ざるは實に蠶業國の一大缺典と謂はざるを得ず故に宜しく速に中央製絲講習所を設置し生徒を募集して之に教ふるに學理と技藝とを以てし兼ねて工場管理の方法をも授け漸次各製絲家をして其卒業生を聘し監督教導の任を委ね又講習所は各製絲場の模範となり斯業の實體を示し氣脈を通じて一撰に運動せしめば品質の善良なる强伸力の優等なる繊節切斷の少き再繰の容易なる品位束裝の一定なる生絲を製出するを得終に支那を壓倒し伊佛を凌駕し以て貿易市場に大勝利を制するに至らんこと火を視るよりも明なり聊か履案を陳べて以て之を同業者に訴ふと云ふ

問答

●桑樹の件に就き質問

木山形縣北村山郡楯岡町　大日本蠶絲會員　渡邊彌三郎

雪中に於て桑樹（植附後數年のもの）を中段頃より折斷したるものは新梢を出だすも鼠害に罹り全皮剝脫されたるものは新梢出でずとの説あり其理由及之が救濟法を問ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

積雪の爲め桑樹の中段より折斷したるものは更に新梢を出だすもの、なれども鼠害により全皮剝脫せられたるものは新梢の出でざることあり何となれば凡て桑樹は其根部より決して枝葉を發生せざるものなれば土量の地際の樹幹を害したるものは新梢を發せざればなり而して斯の如き被害は到底救濟すべからざるものなれども其鼠害の部分地表より上方にあれば被害の部より梢條を蔽り爽て成るべく根際の土を掘り上げて日光に露出せば再び發芽すべし

●桑樹の仕立方に就き質問

長野縣小縣郡武石村　大日本蠶絲會員　木下與八郎

桑樹の仕立方に由り桑葉の收穫に多寡を生ずると聞きしが如何なる方法に據れば可なるや又桑樹の植附方に由り年限に長短ありや其仕立方如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

桑樹の仕立方は其土地の氣候、地質等に由りて異にせざるを得ざれば如何なる仕立方を以て可なりとするやは之を斷言すること能はざれども問者の地方なれば根刈最も宜しかるべきか桑樹の植附方に由り年限に長短あるは土質にも由るべしと雖も立通は最も長く高刈これに次ぎ中刈尙ほこれに次ぎ根刈は最も短きもの、如し

●桑樹栽植其他の件に就き質問

千葉縣沼津郡馬來田村　大日本蠶絲會員　東喜三郎

（一）砂質、壤土等に由り其栽植桑樹の種類を異にするや

（二）桑葉中割合に養分を多量に含有する種類は何なるや

（三）コシヤリと稱する徹菌は溫度の作用に由り發生するものなりや且つ之が豫防法は如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　農藝化學士　辻暢太郎

（一）砂質、壤土は多くの桑樹に最も適當なる土質なり

（二）割合に多量の養分を含有する桑は市平、魯桑、鶴田、鼠返、細江等なり

（三）コシヤリは溫度高くして濕氣多き程よく發生す其豫防法は養蠶前に亞硫酸瓦斯を以て蠶室、蠶具を消毒するにあり委細は本會報第六拾七號に記載あり就て見らるべし

●春蠶飛白及角又種に就き質問

三重縣阿山郡花之木村　大日本蠶絲會員　木津悅造

余は數年來春蠶飛白種を飼育せしが其飼育容易にして常に上作を得たり然るに或人の説に飛白種の繭は解舒善良なりと雖も纖維太く節節多しと實際如何のものなるや又角又種の善良なることは既に世上に嘗嘗たり然れども當地方にては白玉或は又昔を多く飼育するのみにして未だ角又種の眞否を知らず願くは右二種類と白玉、又昔との比較的試驗成績を承りたし

答　大日本蠶絲會技藝委員　今西直次郎

飛白種の絲質は之を調査せしことなきを以て玆に角又、白玉及又昔との比較成績を擧げて答ふる能はざるは遺憾とする所なり

抑ゝ繭に貴ぶ所のものは解舒良く節節寡くして纖度は檢尺器四百回に付二デニール半を中心とし太きも三デニール迄を良とす今蠶業講習所に於て調査せられたる種類試驗の絲質成績によれば角又、白玉及又昔は左表の如くにして孰れも製絲に適當する眞種類なりと思考するなり

種別＼目標	一番の最長	一番の最長の尺度	五頭平均一頭の尺度	同繭量	四百匹に對する繭量	切開	解舒	節
角白	又	六〇〇	五二四	グラム 一、九三	グラム 二、七六七	○	上	一、〇
又	玉	五九〇	四九〇	二、〇〇	二、九九三	○	上	五、二
青	青	五七〇	四四〇	一、七四	二、七六七	○	上	一、〇

山形縣最上郡豐里村　大日本蠶絲會員　入鍬重利

●蠶種貯藏法に就き質問

(一)蠶蛾の產卵せしより蠶種を貯藏箱に貯藏するまでの取扱は如何せば可なるや

(二)蠶種を貯藏箱に貯藏せしより春季に至り該箱より取出し催青に着手するまでの溫度の順序は何度位を適當とするや

答

大日本蠶絲會技藝委員　浦部良太郎

(一)產卵當時より八月までの溫度は八十度乃至八十五度を目的として專ら空氣の流通を主とし定溫より昇溫の際は十分に空氣を流通せしむべし八月より十月までは七十度乃至八十度、十月より十二月までは六十度乃至七十度を目的として何時にても濕氣に遇はしめず又定溫より昇騰するを防ぎ空氣の流通を計り蠶室若くは居宅にても成るべく廣濶なる室の中央部にして燃煙のなき床上三四尺の處に吊るし置くべし

(二)貯藏の時期は十二月下旬より一月中旬までの內とし極めて閑靜且つ乾燥の箇處を撰み貯藏箱に納め貯藏すべし其當時より二月までの寒暖は四十五度乃至五十五度を目的として可ならん若し貯藏の場所により定溫より昇溫する場合には該箱に一寸徑位の穴六七ヶ所を穿ち此穴に紙を貼り貯藏するを宜しとす實驗上密閉したるものは溫度の昇降を側みに感ぜざるのみならず一旦昇りたる內溫は容易に減却せず又之に反し前樣の穴箱なるときは內溫は外氣に伴はれ昇降速かなり故に二者同處に貯藏し內溫を平均するときは穴箱の方つまり低溫なるべし

●蠶種催青の件に就き質問

神奈川縣都筑郡田奈村　大日本蠶絲會員　鴨志田仙藏

蠶種を催青するに當り溫氣を與へて催青するものあり或は更に濕氣を用ひざるものあり右は何れか完全なりや若し濕氣を與ふる方完全なりとせば其方法及び理由の說明を乞ふ

答

大日本蠶絲會員技藝委員　吉池慶正

蠶種を催青するには幾分の濕氣を與ふるを要す何となれば蠶兒の發生する際には一種の液汁を分泌して卵殼の一端を濡し碎破に便ならしめ而して胸足の爪を以て之に孔を穿ち更に頭を挿入し上顎を以て卵殼を咬み破りて出るものなれば若し此際に當りて濕氣不足なれば發生に苦しむ理由なり然るに催青の時は飼育中と異り桑葉の如き鈴濕の材料なくして火力を用ふれば濕氣の不足を感ずるを常とす故に濕氣を與ふるは催青中必要條件の一なり其方法は鐵瓶等より水蒸氣を發散せしむるも可なり水を充てたる桶を入るゝも可なり濕巾を以て屋〻床板等を拭ふも可なり其他如何なる方法を用ふるも不可なければ催青室內の濕度は七十五パーセント乃至八十パーセントならしむべし

●框製蠶卵の色澤に就き質問

東京府南多摩郡堺村　大日本蠶絲會員　青木榮

框製蠶種一紙面中一蛾每に卵粒の色澤を異にするは如何又飼育上如何なる影響を及ぼすや

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　外山龜太郎

(一)飼育上の關係皆同樣にして各蛾とも其產卵の色澤の異るは蠶の性質によるものなり

(二)性質の異りたる桑又は異りたる地味に栽培したる桑を與ふるが爲に卵色に變化を生ずることもあり

(三)同蛾の產卵にして其色澤に差あることあり余輩が實驗したる一二の結果によるに產卵の前後に大關係を有するものにして又一には蠶の性質にもよるものなり(質問外なれども附記す)

(一)(二)(三)の場合には飼育上別に著しき差を見ずと雖も(三)の場合には後れて產みたるものは一般に淡色

にして飼育の結果不良なり兎に角色素の堆積甚しく少なきものは蟲性の弱き感あり（純白種の如きものは別なり）

新潟縣佐渡郡豊岡村　大日本蠶絲會員　岡崎彦次郎

●養蠶中防濕法に就き質問

我住土の如き四面環海の一孤島に於ては海風常に鹽氣を含める濕氣を齎らし來るが故に如何なる養蠶手段を施行せば此濕氣を避くるを得べきや御教示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　菅野平右衛門

質問の如き土地に於て蠶業を經營せんとするは最も至難のことたり單に濕氣を防避するの一事を記せんに斯の如き住土なるときは蠶室内に炭火を用ふること極めて少量を以てし左の時間に室内に焚火を用ふるときは防濕の效用を奏するものとす午前一時、六時、午後二時、七時（一晝夜間四回）とす焚火の用材は淡薄無臭の木質にして極めて細割せるもの長さ一尺を限り一回の量は十疊の間にして一尺廻り前後なるべし此焚火を用ふるときは空氣中の酸素を室内に呼入するの速效を有するものにして酸素なるものは自燃の性なく補燃の效用を有するを以て動物は之がため呼吸を補足し活潑の勢狀を表すると共に濕氣を防避し發散の力を有し炭火と異なる性質あるものとす然れども蠶兒の就眠桑止め中は用ふるものにあらず

東京府四多摩郡郡生村　大日本蠶絲會員　町田政吉

●起蠶の斃死に就き質問

蠶兒四眠迄は異狀なく就眠せしも五齡に至り起蠶一箔に付二三頭の斃死を見る而して桑附けより六七回の給桑に至り斃蠶一箔に付二三十頭を生ぜり愚考するに眠中の室蒸れかと推すれども如何や教示を乞ふ但し空頭蠶にあらず通常健康の躰にて斃死するなり

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　宮原忠正

答

問者推察の如く眠中の室蒸れは必ず其誘因なるべし而して質問者は空頭蠶にあらず通常健康の躰にて斃死すと云ふ然れども是れ或は一見健康躰の如きも能く調査せば必ず多少の病徴を有せしならん質問の文意に由り察するに眠中の注意を缺きたるがため軟化病菌の寄生を受け斃死したるものにして其病徴の未だ著しく外形に現はれざりしものなるべし

奈良縣宇陀郡牧野村　大日本蠶絲會員　森本二郎

●蠶室蠶具の消毒に就き質問

桁行一丈五尺、梁間一丈五尺、高八尺の蠶室消毒に要する藥品ホルムアルデヒッド又は蟻酸アルデヒッドの量は何程なるや又右消毒器械販賣店及藥品の販賣所等指示を請ふ

愛知縣渥美郡福岡村　大日本蠶絲會員　田村仙作

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

蟻酸アルデヒッドを以て蠶室蠶具を消毒するには其量何程なるや又完全なる器械にあらざれば使用し難きや他に簡便なる使用法あらば詳細御教示を請ふ

答

蟻酸アルデヒッドは原名をフオルム、アルデヒッドと稱し二者同一の物なり之を蠶室、蠶具の消毒に應用するの法種々あれども大別すれば二樣あり一は其水溶液を撒布すること一は其瓦斯を以て熏蒸すること之なり此水溶液はフオルマリンと稱しフオルマリン一匁を五百目の水に混合したるものを如露或は霧吹器にて蠶具は表裏兩面に蠶室は天井、床板、四壁、戸障子等隈なく撒布すべし水は清らかなるものならば井水、流水を問はず差支なし又蠶室、蠶具に撒布すべき全量は通常平家造り八疊敷の室にして床板より天井まで高さ一丈とし幅二尺五寸、長三尺五寸の竹籠八十枚之に相當する莚百枚を用ひて蟻量四匁を掃立飼育する場合にはフオルマリン四十匁を費さば十分なり

蟻酸アルデヒッド瓦斯を發生せしむるにも數法あれども其中最なるものは田原氏發明六連立又は十二連立の消毒燈を以て木精（原名メチール、アルコホル）を燃燒（實は不全酸化）せしむること及トリラ氏消毒釜を以てフオルマリンを沸騰せしむること等之なりトリラ消毒釜は高價なれども藥品を要すること甚だ少なく且時間を省減し得らるゝを以て之を實用する者多し但し何れの方法に依るも此瓦斯を發生せしむ

るには實地に就きて指示せざれば解得し難かるべきを以て玆に説明せず

六連立消毒燈は代價六十五圓、十二連立は九十餘圓、消毒釜は百八十圓にして東京市神田區淡路町二丁目後藤節藏方にて販賣す木精及フォルマリンは右の外麴町區麴町四丁目小西商店、日本橋區本町三丁目松本市左衛門方にても販賣す現今精良濃厚なるフォルマリン五百瓦即ち百三十三匁は四圓五十錢内外の市價を保てり

森本二郎氏質問の蠶室に撒布法を行ふにはフォルマリン六十匁を要すれども燻蒸法に依らば三十匁にて足るべし

●蠶室及其他の件に就き質問

（一）蠶室の天井に於て葉烟草を乾燥せば明春養蠶に害ありや如何　鹿兒島縣薩摩郡中津子村　大日本蠶絲會員　鷲見周次郎

（二）爐及氣管の大さは何程位が適當なりや

（三）四齡より二階に於て飼育せば害なきか

（四）蠶棚の上は天井を一二寸の小間返し張りと爲し開閉を自由にする樣にせば如何

（五）蠶室と桑場の間を土壁と爲すも害なきか

（六）桑場の床は土間と板張りと孰れが宜しきか

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

（一）葉煙草の乾燥終らば丁寧に掃除し其粉末殘留せざれば害なし

（二）間口二間半奥行二間の室なれば爐の長二尺八寸、幅一尺八寸。間口二間半、奥行三間の室なれば同長三尺八寸、幅二尺八寸。氣管の直徑前者は内口一寸、外口三寸。後者は内口一寸四分、外口四寸位にて宜しからん但し何れも内法とす

（三）害なし

（四）頗る可なり

（五）桑場とは貯桑場なるか若し然らば厚き土壁となし蠶室と隔離せしむべく到桑場ならば板壁にても妨げなし

（六）板張りの方何れにしても宜し

●繭の鑑別及蠶の種類に就き質問

群馬縣多野郡新町　大日本蠶絲會員　菊地茂三郎

（一）肉眼にて蠶繭の絲量の多少、纖維の長否、類の多少、絲長の回數、解舒の難易等を鑑別すべき各特徴を問ふ

（二）青熟、小石丸、赤熟、白玉、支那、又昔、鬼縮は各如何なる特徴を有するか且つ養蠶上、製絲上各種の利害得失を問ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　月田藤三郎

（一）本問に掲げたる各項目を肉眼を以て精密に鑑別せんとするは到底難事に屬すと雖も絲量の多少の如きは蠶繭を押し捻りて繭量の厚薄を檢せば稍〻之を窺知し得べく解舒の難易に就ても繭層の緊軟なるは概ね解舒易く其緊着せるものは難きが如く各種の繭に就き多年の經驗を積まば略〻誤なきの斷定を下し得るに至らん之に反し纖維の長否、類の多少の如きは蠶繭の外觀上より推斷せんよりは寧ろ其繭の何種類なるやに依り判斷すること實に遁からんか更に絲長の回數に至りては纖維の太き種類にありては繭層厚きも必ずしも絲長大ならず故に其多少は蠶の種類と繭層の厚薄とを考量して推斷するの外なし

（二）蠶見各種類の得失は概ね左の如し

青熟　絲纖適度にして類節少く色澤佳良、飼育亦難からず小石丸種と共に角又種に亞ぎ在來種中の良種と稱せらる

小石丸　絲繊青熟より稍〻太きも繊度の差は反て少く類節少く色澤亦佳、蠶見强壯にして飼育容易なり

赤熟　絲繊甚しく太きにあらずと雖も繊度の差著しく大なり類節は少く色澤亦佳、繭形大に過ぎ飼育極めて困難なり

又昔及白玉　蠶見强壯にして飼育容易なりと雖も繭形小なれども絲量多く絲繊は稍〻太きに失す類節少く色澤亦佳なり

支那種　發育速かにして飼育左程困難ならず絲繊細美類節少く色澤極めて佳良、解舒は概して容易なるも絲量は少し

鬼繭　發育遲緩なれども飼育難からず類節少く絲繊細美にして長く繭形大にして色澤佳なり

三重縣志郡大井村　大日本蠶絲會員　井田勘之助

●殺蛹法に就き質問

甲、燥殺　熱殺にして汽管中に蒸氣を注入し其熱度を以て室内を温むるを云ふ

乙、蒸燥併行殺　蒸燥同時に併行するものにして例之ば甲法の温度百四十度に四十度の水蒸氣を注加し百八十度の温度に高むる如きを云ふ

右貯繭上の解舒は甲乙何れを以て佳となすや尚殺蛹乾燥共良法あらば詳細に教示を乞ふ

大日本蠶絲會技術委員　高橋信貞

答

甲法を良とす蒸燥併行の必要なかるべし乙法は寧ろ燥法即ち火熱のみを用ふるを可とす此法は適度を得ば甲法と等しく解舒佳良にして差異なきものなり

千葉縣市原郡温濃村　大日本蠶絲會員　武藤貞太郎

●製絲用水質の件に就き質問

水に硬水、軟水あり而して絲絲上軟水を適當とすと果して然らば之が製造法及鑑定法如何又其適不適なる理由如何

答

農業及百工上の關係より水を別ちて硬水、軟水の二種とす水若し石灰又はマグネシヤ、鹽類を含有するときは之を硬水と稱し然らざるものを軟水と稱す而して之が鑑定法は檢すべき水を取り之を煮沸して原量の一割乃至二割位に至らしめ之に藥用石鹼を酒精に溶解したるものを注入すべし水若し硬水なれは白色の沈澱を生ずるを以て知るべし

右二種の内熟れか絲絲上に適すべきやは製絲家の最も注意すべきことにして此點に就き余は數年間の試驗を行ひて硬水の絲絲に不適當なることの成績を得たり何となれば石灰又はマグネシヤは之を含有するときは生絲は赤色を帶び抱合不良にして練絲の際練減を生ずること多きを以てなり故に製絲場を創設するに當りては最も此點に留意すべきを要す然るに既設の製絲場にありて既に使用せる水の硬水なるときは之を使用するの前に當り淺き大なる水槽に入れて日光の直射を受けしむるを要す斯く爲すときは硬水は軟水に變ずることあればなり

大日本蠶絲會技術委員　農學士　本多岩次郎

●統計

●三十一年八月中生絲類及絹物類輸出入調（大日本外國貿易月表に據る）

種目		數量	元價	收稅
輸出	生絲	六、二三、三七七斤	五、五一五、七〇九・五〇〇円	一四七、二七二・九二七円
	撚絲	二三、二三一斤	一五、二〇〇・〇〇〇	五四八・八三五
	斗絲	四六、八〇〇斤	三九、六〇五・〇〇〇	三三一・六九六

種目	數量	元價
出		
眞綿	三、〇五四斤	一九二、四一一
屑眞綿	三二、九〇八斤	一七一、九二〇
縮緬	四四段	
羽二重	六七、六五一段	
甲斐絹	七八〇段	
他の諸絹布	四五〇段	
絹綿布	八二段	
絹製手巾	一二一、五四〇打	
他の諸絹製品		
計		
輸入		
繭生糸	一八、六六四斤	四一一、五二五
野蠶絲	五〇四斤	一二五、一八九
縮緬絲	一八七斤	一三、六五三
繻珍	九、四三六斤	一、一〇〇、四七三
紬	一、八五九碼	七一、四五九
縮緬	五四、八四六碼	三一二、五〇〇
繻子	一二、七一一碼	八三九、四二五
他の諸絹布	五四一段	二六三、八二三
絹綿繻子	二二、二四〇碼	八五九、五八三
絹綿天鵝絨	五九、七九九碼	二、九二三、六三七
他の諸絹綿布	一七六段	三〇六、五六三
其他諸絹製品		一八、七二九
計	六、九七四、四六八、七七〇	一四八、五一七、七八九

種目	數量	元價
生糸	二、三八二、〇六二斤	二〇、六八二、六七五、九八〇
屑糸	七四七、五〇二斤	五七三、六二八、七五〇
絹紡糸	一、三一一、七七四斤	七五二、六一九、〇八〇
空蠶	一三、〇三五斤	九、三〇〇、〇〇〇
屑蠶	三一、九二四斤	九、五九四、〇〇〇
眞綿	三、〇九二斤	四、〇八五、四三〇
屑眞綿	一七四、八九九斤	三三、二八八、六八〇
縮緬	四九八段	六、三八八、七〇〇
羽二重	四四〇、八三八段	六、五三九、九八六、八六〇
甲斐絹	二七、二五九段	三〇九、〇七七、二八〇
他の諸絹布	九、九四九段	六〇、三四七、八七〇
絹綿布	二、二〇〇段	七、三六六、四一〇
絹製手巾	八四二、八一一打	二、四一三、四〇九、〇一〇
他の諸絹製品		二七六、三三六、〇五〇
計		三一、六七七、一〇四、一〇〇

（備考）三十一年八月中の外國貿易通計は輸出千五百八十萬〇六百十八圓二十五錢、輸入二千〇七十一萬三千六百四十四圓三十錢にして輸入超過四百九十一萬三千〇二十六圓〇五錢なり

〔參照〕三十一年自一月至八月生絲類及絹物類輸出累計

計	一四四、九三一、一八〇	七、二四六、五五九

第二次全國製絲工場調査表（其四）

道府縣	一ヶ年繭使用高 器械繰	一ヶ年繭使用高 合計	一ヶ年生絲製造高 器械繰	一ヶ年生絲製造高 合計	一ヶ年屑物產出高 器械繰	一ヶ年屑物產出高 合計	一瓩に對する生絲製造高 器械繰	百斤に對する生絲製造度（平均） 器械繰
北海道	一、九九四貫	一、九九四貫	六三、〇〇〇瓩	六三、〇〇〇瓩	四六、〇〇〇瓩	四六、〇〇〇瓩	一、〇〇〇瓩	一、〇〇〇瓩
東京	一、一七二	一、一七二	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
都	二、三六六	二、三六六	一、九四四	一、九四四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大阪	九七三	九七三	七九〇	七九〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
神奈川	一、四二六	一、四二六	一、一六〇	一、一六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
東京	六、二二八	六、二二八	五、三四〇	五、三四〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇
長野	三、三三四	三、三三四	二、七七〇	二、七七〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
新潟	一〇、四四〇	一〇、四四〇	八、六三〇	八、六三〇	七〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇
埼玉	九、二四〇	九、二四〇	七、六七〇	七、六七〇	六〇〇	六〇〇	一〇〇	一〇〇
群馬	七、七七〇	七、七七〇	六、四四〇	六、四四〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇
千葉	一〇、三七〇	一〇、三七〇	八、六四〇	八、六四〇	七〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇
茨城	六、六七〇	六、六七〇	五、五六〇	五、五六〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇
栃木	四、六〇〇	四、六〇〇	三、八四〇	三、八四〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
福島	一、八一九	一、八一九	一、五三〇	一、五三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
宮城	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
山形	一、六六〇	一、六六〇	一、三八〇	一、三八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
新潟	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
福井	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
石川	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
富山	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
岡山	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鳥取	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
島根	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
廣島	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
山口	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
和歌山	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
德島	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
香川	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
愛媛	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
高知	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
福岡	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佐賀	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大分	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
熊本	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
宮崎	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鹿兒島	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
沖繩	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	一、一六〇	一、一六〇	九七〇	九七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

外報

●佛國養蠶景況

里昂蠶絲商組合は毎年の例に據り當佛國の重なる各養蠶村區に照會じ本年收繭高の調査を爲したるが既に其回答に接したる養蠶村區の數七百四十九、其收繭高四百三十二萬千九百六十六基なりと云ふ之を昨三十年の同數村區に於ける

收繭高五百六萬三千三百十八瓩に比すれば其減少の割合一割四分六厘四毛に當る之を縣別すれば左の如し（單位は瓩とす）表中△印は減

縣名	三十一年收繭高	三十年收繭高	比較增減
ガール	一、〇七六、五九六	一、二〇七、五三六	△一二九、九四〇
アルアーシュ	一、二〇八、四四二	一、四四一、三六五、七三二	△一、二三六、三二
ドローム	七三二、三〇〇	七〇三、三六四	△二二、六八
ガオーク、ヨーズ	九七七、四五一	九七七、四五一	△一〇、六〇
ヴール	二九五、二〇四	二七九、三〇八一	△一六、五三六
イビール	一七一、〇九一	一七四、四四五	△〇、二〇四
ブーシュ、デ、ローンス	一、一九、七一一	一、八六、六四八	△二、五九六
エロー	五〇、九四五	五八、三一八、九四五	△二、五九六
合計	四、三三一、九四五	五〇、〇四三、三一八	△一、二四六、四四

前表は佛國の養蠶村區の全數を包含するものにあらざるを以て同國に於ける本年の全收穫高を示すこと能はざるものなりと雖も大体に於て昨年に比し凡一割四分六厘四毛の減少を告げたることを知るに於て大過なかるべし

佛國に於ける昨年の收繭總高の統計は未だ成らずと雖も概算七百七十五萬基なりと云ふに依り此高に右の減少率を適用するときは本年の收繭總高は凡六百六十一萬五千基なりと概計することを得べきものゝ如し（八月十三日附里昂駐在山田領事報告）

●ロンバルデー州商工業概況　伊國駐劄牧野特命全權公使より同國ロンバルデー州商工業概況に關する八月三日附の報告中同地の蠶絲業に關する事項を抄錄すれば左の如し

ロンバルデー州は伊太利半島の最も富饒繁盛なる一州にして其面積九千四百英方里、人口四百萬以上を有し美麗、コモ、パビア、ベルガモ、ブレッシア、クレモナ、アンナニア及ダンドニの八郡を包有し北部は瑞西のグリッソン州に接し西はルガノ、マジョレーの二湖を境とし南部はポー河を隔て東はミンチョン河ゲルダ湖及澳國に接す

本州は伊國中農工商共に最も繁盛にして田野豊沃到る處灌漑の便あり古來桑樹極の設ありて又舟運を通じ其水利に富まざる地壤も尚ほ開墾して餘す所なきの有樣にして又蚕に原料品の繭製に從事せり

此地方一帶桑樹多く人民は實朴勤勉にして絲に古來より蠶業の盛なりしこと丁度婦女は手工藝を精緻にして紡績事業其他州供の勞働に精通せり

當州に於ける繭は七百五十萬封即ち生絲三百萬封に上り幾ど全伊國產額の十分の四に達し手八百九十六卓に於ける製繭者の收穫は百七十萬瓩なりと云ふ

養蠶業は通常小作人の手に賴りて營まれ地主は其產繭を買却し種紙其他必要の費用を差引して其純益を小作人と均分するの習慣なりと云ふ

本州の主たる工業は製絲、織物、紡績就中製絲業最も重なるものとし全州を通じて行はれ其平均產出年額四百八十萬封に達す而して右の内六割は同州產出の繭を用ひ他の四割は他州產又は外國輸入の繭を用ふ製絲業は專ら婦女子の手に成り種絲に從事する者其數五萬に達すと云ふ

燃絲に從事する婦女は其數十萬あり其勞銀の如きは他國に比して孰も低廉なるを以て年々東洋地方日本及支那より繭又は生絲を輸入し之を精製し又は織物を爲し更に獨逸及瑞西地方へ輸出す其外

國より輸入する生絲の額は二百二十萬封に達す

伊國の製絲業は其中心なコモに有て同地方に在りては二千の機械と七千の手機とを有す而して十年以前に在りては僅に五百内外の機械を有するに過ぎざりしと云ふ

斯る發達を來せしは蓋し獨り伊、佛國の關稅戰爭亦其一原因なりと云へり從來佛國は重なる顧客なりしも過酷の關稅を課するに至りしが以て伊國の製絲業は段々他國に市場を求め反て其產出額を增加するに至れり

是と同時に製絲改良の方法を講ずコモの如きは敢て里昂に劣らざる程の完全なる織物學校を有し染場等一切完備せりと云ふ

コモに於ける絹製品は英、獨、墨、ベルギン諸州及南米等へ輸出し稍は佛國の重稅に拘らず間國（輸入する額亦餘少ならずと云ふ）コモに亞ぎてサンベトロにスクルチャンバ會社あり美麗にカバッザ會社あり前者は五百五十萬の機械を有し後者は千百萬の機械を出して英、米兩國へ輸出す

●農業手形に關する佛國の法律　今般佛國政府は兩議員の協贊を經て農業手形に關する法律を發布せり該法律の目的は農業者相互に金融の便を圖るに在り今後農業者は規定の手續に依り得る所の農業手形を以て其農作物を自ら保管しつゝ之を抵當として借金を爲すことを得べし而して右手形は各銀行に於て割引せらるゝものにして商業手形と一般金融の效力を有するものなりと云ふ左に該法律の要領を摘載し以て參考に供す（八月五日附里昂駐在山田領事報告）

一農業者は自己營業の農作物又は工作物を其營業用建物内又は耕作地に保管しつゝ之を抵當として金錢の借入を爲すことを得べし

一農業手形の目的物を爲すことを得べきものは左記の諸品とす（摘要）

乾繭及製糸用に供したる繭

一農業手形所載の農作物は其借用金の返濟に至るまでは同手形所有者貸權の擔保たるべきものとす

一抵當農作物の保管人差押されたる農業者は該物品に對し責任を有す但し其保管に對し報酬を受くることなし

一農業者にして其營業基本物の所有主又は收入享有者にあらざるときは借金を爲す前項の抵當に供すべき作物の補償、價額、數量竝に借入るべき金高を右營業基本物の所有主に通告するを要す

一右の通告は借金者本人住所地の勸解裁判所書記を經て所有主、收入享有者若くは其正當代理者に與ふべきものとす此通告狀は裁判所書記に提出すべし而して同書記は之を直證登錄したる上書留郵便を以て送付し領收證を徵收すべし

一營業基本物の借用貸並額の場合には所有者主、收入享有者若くは其正當代理者は前記書留郵書送達の日より十二日以内に於て該作物に對し貸金を爲すことに異議なる申立つる旨を書留郵書を以て同書記に通告することを得

一同書記は特に本法律實施のため設けたる帳簿の兩葉に借主の申出に據り抵當の種類、數量、價額に借入れんとする金高を記載すべし

一借主が其營業基本物の所有主又は收入享有者にあらざる場合には通告狀を發送したる日附及右發送後十二日を經たる上所有主又は收入享有者より異議の申立なき爲さざりし事を證載すべし

一前記帳簿より切斷したる一紙葉は即ち農業手形と爲り農業者をして金錢の借入を爲すことを得せしむるものとす

一農業手形は手形面の作物に對する保險の有無を示すを要す而して保險の場合には其保險業者の姓名住所を示すべきものとす

一銭手形の所有主は其尼の場合に於ては其保証金に對し並保証品其物に對すると同一の權利及義務を有すべし

一勤解裁判所は貸金者の請求に應じ借主の承諾を經て銭借主に對する債務登錄の寫又は要も債務の貸借証書を交付すべし

一借主にして其銭業手形面の金額を辨濟したる者は之を加印証書へ届出つべし而して同局に於ては右返濟の旨を前文記載の証書へ登錄し其債務に對する登錄取消の證明書を交付すべし

一借主は期限前と雖も農業手形面借用金の返濟を爲すことを得

一債權者に於て右の返濟を拒むときは債務者は其債務辨濟のため民法第千二百五十九條規定の手續に準じ其金額付託の處分を爲すことを得べし而して勤解裁判官は該付託金に對する正當銭收證閲査の上抵當品の免除を宣告すべし

一期限前返濟の場合に於ては債務者は右返濟の日より期限に至るまでの日數に對する利子を免るべし

一諸銭行は其規程に據り要請すべき証書の一を省略し以て農業手形を商業手形として受理することを得べし

一農業手形を割引又は再割引する者は直に其旨を書面郵便を以て勤解裁判所書記に通告し其証收證を徴收すべし

一期限に至り且つ書留郵便を以て請求し借主為なしたる後尚借主より返濟を爲さざるときは農業手形の所有主は右催告後八日を經たる上は訴訟法第六百十七條規定の公示式に據る外巻も裁判上の手續を要せず公売をして抵當品を公共競賣に付せしむることを得

一債權主は前條公賣の收入金を以て辨償を受くべし此辨償に對しては債權者は總て他の債權者に對し先取權を有す而して其件に對しては勤解裁判官の宣告に據る外法律上の手續を要せず但し直税及公賣に關する費用は右收入金の内より支拂ふべきものとす

一農業手形の所有主にして催告の翌月中公賣の手續を行はざるときは該手形の裏書人に對し裏債の權を失ふものとす

一公賣の收入金不足なる場合に於ては所有主は該公賣の日より向一箇月間裏書人に對し裏債を爲すことを得

一農業者にして其保管抵當品を掠取、消亡若くは故意を以て損傷せる者は偽用盜用の犯罪者として輕罪裁判の手續に依り刑法第四百六條及第四百八條に照し罰すべきものとす

●農桑を增殖するの上論

九月二日刊行の上海申報に據るに候補學正黄贊樞よりの民正を厚くし臺吏を嚴査すべき條陳に對し去月三十日左の上諭あり

朝廷は庶務を整理するに日ゝとして吏治民生を以て念と爲さいるはなし重農の外桑、麻、絲、苧等の項は均しく民間大利の在る所にして全く官の董勸を爲すに在り庶くは各ゝ其業を治めば成效の覩るべきわらん各直省督撫に命じ地方官に督飭し各ゝ物土の宜きに就き心を悉くして勸辨し以て利源を開くべし親民の官は牧令に如くはなし近來仕途冗雜なれば嚴に考査を加ふるにあらざれば以て貪廉を判つに足らず錢糧の浮收、胥吏の隷擾種々の民に殃するの事は該管上司にして果して能く心を悉して考核すれば即ち不肖の官吏は亦斷じて忌憚する所なきに至らざるなり各督撫に命じ六月十五日の諭旨に凛遵し所屬州縣に於て誠眞に查核し賢好をして混淆せしむるなかれ仍ほ隨時公を乘りて舉劾し以て懲戒を示すべし吏治清ければ則ち民生自ら裕なり此れ則ち封疆大吏の責な

ればは幾の再三の申誡に負くことなかれ

●重慶蠶絲市況

四川省に於ける有名の養蠶地方は成都、嘉定、瀘州、順慶、保寧、重慶等の各府管下にして成都、嘉定、瀘州の産絲は多く該地方紡織の需要に供するを以て重慶に來るものの極て少し而して重慶へ運送し輪出に供する地方は本府管下は勿論水路の便ある保寧、順慶、貴州省等近鄰の産絲多きに居り本年該地方に於ける養蠶の模樣は氣候順當にして特殊の蠶病及蟲害等を見ざりしを以て幾ど昨年同樣の收繭額に達し六月より七月に入り各地方の新絲陸續重慶の市場に上來せり今左に其市價を揭ぐ

保寧絲（重量十匁に附き）　時價凡そ銀一匁七八分、保寧府の産絲は細絲のみにして未だ重慶に來らず此處兩三日以内には著荷ある筈なりと云ふ而して之を沙市へ輸送し同地の綿織物と交換すと云ふ又絲代銀百兩を支拂ふときは其内より六兩五匁宛を引去りて渡す習慣なり

綿州絲（銀絲重量十匁に附き）　時價銀一匁六分六厘、引去額同上

西充條絲（天き絲重量十匁に附き）　時價銀一匁二分三厘、引去額同上

貴州絲（高麗不二重量十匁に附き）　凡そ銀一匁六七分、重慶府に鄰接せる近地の産絲又同絲は九折評と稱し九十兩を百兩と算し更に申水を稱し百兩に附き六兩五匁を引去りて渡す習慣なり

重慶府管下産絲（重量十匁に附き）

		時價銀 上	中	下
嘉江條絲（大き絲）		一二〇〇	一一〇〇	一七〇〇
巴絲	絲（銀絲）	同	同	一八七
壁	山（銀絲）	同	同	一七〇
江	北（銀絲）			

本府下産絲は九七秤と稱し九十七兩を百兩に算し申水六兩を引去り渡す習慣なり

又本年一月より六月まで當港輸出額昨年比較左の如し

		一八九八年	一八九九年	一八九七年
生	絲	六三九	九	五七七
厝	絲		二六二	九二
厝	絲		一一七六	一四五
厝	蘭		二六二	二八八

又輸出年額の前年比較表を揭ぐれば左の如し

	一八九七年	一八九八年	一八九九年
生絲（擔）	四六〇四	九六六八	一八〇六〇
厝絲（〃）	九八〇八	九三一	三二二七一
厝蘭（〃）	七七〇八	一一七八	六五一〇一八
〃	一四三四	一四三四	四四九六二
〃	二二七六	九九九五	九七七八
〃	二五七六	九一五四	九三〇八
厝絲（〃）	一四六一〇	二一六〇六	二一六〇六
〃	五七九〇	七七四八	七七四八
〃	一三二八〇	一九三八八	一九三八八

要するに本年新絲上市の時價は昨年の初市に比較すれば稍〻好氣配なりしと云ふ（七月二十五日附重慶駐在加藤領事報告）

●米國絹織物市況

本年春季節の開始以來絹織物の市況は通じて不振の景況を呈したり其原因たる天候の不順其他種々の事情あるべしと雖も要するに米西戰爭の餘響之が主因たらずんばあらず蓋し兩國開戰の初に當り當國人は咽喉の間に勝敗定り勿論當國の捷利に歸するならんと豫期したるものゝ如し從て春季織物賣出の當時に於ては頗る上景氣にて活潑なる商賣行れたるが其後時局は一般の豫想に反し戰鬪準備に許多の時日と巨額の軍費を要することを知り又戰爭の進行はクーバ島附近の交戰に止らずして昔く西國領地内に其戰鬪線を延長し一方には歐洲中の一二國が戰事に干渉せんとするの風評起りしかば人心何となく猜疑を抱くに至りたり故に過般發行せる軍事公債は非常の好況を以て募集せられたるに拘らず商工業家各自の取引には深く警戒を加へ目前の必要に迫らざる限は萬端控目の方針を取りたり斯くて不振の狀況の下に荏苒五、六兩月を過ぎ本月に入りたるが爾來太西洋方面の捷報踵を接して至り遠く二週間を經過せざるに本年當國に於ける農作物の確定せざるより一般買手は兎角躊躇しつゝある有樣なり又秋冬季物は數年前までは春季物の仕出前に引續き賣行ありたるものゝ由なるが近來は季候寒暖の變遷に依り實際衣服を更むるの時季に近くに從ひ益〻賣行く有樣と爲りたり而して本年は春來順次時候後れと爲り目下の見込にて秋冬季物小賣の季節は九月末より始るべき模樣なりと云ふ（下略）

本邦製甲斐絹及羽二重は各獨特の長所あり當國機屋に於て模造すること能はざるより引續き需要あれども本年は一般絹物の不景氣に連れ賣行甚だ鈍く今日までの所にては例年に比し三四割の減少を來せりリボン類は豫想せし程の賣行なし買手は頻に直下を望み居るも賣手は其製織費の從前に比し減少せざるのみならず近來其原料たる生絲は却て上進の傾向に引締り居れば旁〻容易に落價を肯ぜず雙方睨合の姿にて思ふ程に取引の活況を見ざれども本品は絹物市場が一般に景氣を回復するに同時に再び其好況を見ること疑なかるべし要するに絹物市場は前述せる如く戰爭の餘響を受け一般に不景氣なるも戰局漸く終結に近くと共に秋季の市況は好景氣を現すべしと

て當業者は頭に之を翹望し居れり

茲に又ベンシルヴェニヤ州東部就中アレンタウン、イーストン、エフレタ、哥倫比亞等諸市邑に於ては近來絹製造事業著しき好氣配を現し工場の創設並に增置せらるゝもの頗る多し（下略）（七月二十八日附紐育駐在内田領事報告）

●雜報

●清國蠶業談

曩に内務次官の顯官を辭任し清浦前法相と共に清韓二國の間を漫遊して歸朝せられたる松平正直氏が清國に於て實見せられたる談話中蠶業に關する左の一節あり

今度支那地方を漫遊中極面白いことがあつた、私は大變に愉快のことに思つたのだ、それは外ではない養蠶學堂さ、是は杭州に設けてある、幸に其教師と云ふ人は我日本から聘せられた西ヶ原卒業生で私の知て居る宮城の農學校にも居られた蠶木長と云ふ人だ、此人は鹿兒島縣人で丁度上海まで同船したが、「君は何處に往く」「私は政府の命で彼地に雇はれて往く」それが丁度私が往く時分には養蠶最中で其處で別れてから後杭州の西湖だの吳山だのゝ數村を見て養蠶學堂に往つた所が流石に支那は大きい所だ、その養蠶學堂の規模は宜い、それには成程大國は總て規模が大なりと云ふは自然の結果である、褒めると云ふのではないが、始て養蠶學堂を拵へるに寄宿舍二棟と養蠶舍とを前に置き、一つは桑葉を置く處庫みたやうなものが前を圍んで拵へたが中〻其規模が儼然たるものだ、學校は支那流で悉く壁にして窓がある、本當の養蠶室から論ずると往かぬだらうが一躰に養蠶學堂は燥兎石で能くやつた

其設置することを誰が目論だかと云ふと其處の即ち杭州の道臺（地方官）が設計……拵へたのである、それで日本から教師を伴れて往つてやつたのだ、それから殘念であつたのは時期が少し遲うなつたので蠶兒の發育の所を充分見ることが出來なかつた、もう皆まぶし、えびらに上つた後であるから悉くは見ることが出來なかつた、併し蠶木氏の案内でその十分の一だけ遲れ見の四眠後のものが二三枚あつた、それを見るだけで後は見なかつた、それは誠に殘念でありつた

併しながら蠶木氏の話した所を聽くに「私は今年は何も言はない」と、蠶木氏の著いたのがもう初眠既に半ばに至つた頃で別に手の入れやうが無い、今から入れると却つて宜しくないと思つて「今年はその學堂流儀でやんなさい私は今年はやらぬ」と言つたつて一から「それは至極宜かつたやらぬ方が宜い」と答へて置いた、それゆゑ今年は私が國で學んだこと

を行つたことは何一つない、さりながら唯生徒の教授の仕樣には幾分か手を入れて生徒の意を悉いたことはある、それはどうしたと云ふに蕃木氏の前の教官は廣東に居た伊太利人で養蠶家ではないが理論を知つて居る纖舶教師であつた、それが前にやつて居て伊太利流義と唱へて居るさうだ、伊太利流義のやり方は知らぬが生徒の教へ方は不規則千萬で生徒に教ふる秩序が無い、それを生徒が不平であつて遂に生徒の爲向を誤るやうなことがあるからこれでは生徒の爲めにならぬのみならず或は生徒に悪結果を爲しはせぬかと思つて少し生徒に手を入れて監督だけをした、私の言ふ授業法と云ふは正當の管理法で兎に角此順序でやんなさいと言つて半分はこれまで通りにして分てやつたが蕃木氏の方は生徒がはづんでやる、斯う云ふやうにやれば稽古をするに覺を得らるると言つて大に滿足をした、殘つた半分は甚だ意に滿たないやうなる所があるから來年は我輩の方に曾服從するやうにならう、僅かの試みであるが生徒の統御に其當を得て居ないと仕方がないと云ふことを蕃木氏が往つてやつて見て一つの經驗となつたのである

それから養蠶の種卵に就て「斯う云ふことを日本人がして呉れるから困る、こんなことは殘念である新聞か雜誌にでも出して貰はぬければならぬ、信州でつたか、たしか信州と清浦氏は覺えて居るが或は他の種子師であるか何でも本場だ、信州、上州福島邊りの本場の種子師へ特別に支那から注文をして、これは館事館の手を經て公然申込んだものだらう、一試みにしたいから見本の良い種子を拵へて送つて呉れ」と言つて、それを拵へて見た結果がそれだ、其頃四眠五眠の蠶見をも見たし既にそいつがをびらになつたのも見たが實に私等素人が見ても甚だ宜くない、寧ろ支那で以て支那流の種子の方が餘程宜い、これはなんのことはない支那へ送るのだからと言つてをまかしたのゝ樣だ、蕃木氏も斯ふ言ふ悪い物を相當の價を出して試みに買はせると言ふのは甚だ困る、斯の如きことをするのは實に言語同斷だ、蕃木氏も來年は嘗てさう云ふことはさせない、又さう云ふことがあつては西ヶ原の名譽に關係するから極良い種子を撰んで試みる、もう今年は致方はない、これは甚だ遺憾の一つ

それから養蠶の結果は中位、上ではないがそんなら云つて悪いのではない、それがをびちに上つた所を見ただけであるがあれは伊太利流義ではなかろうが竹を斯う割くのだ、その竹は魚串より太く捻折つた形、それがをびらにしてある、其をびらに一つの坐が附いて居て支那の四尺位あつてずーつと開いのだ、それだから二人掛りでなければ運ばれぬ位の大きさの物、日本とは餘程違ふ、竹を捻折つたやつは皆油で煮てある、そこで蕃木氏の流義は西ヶ原の流義で藁でやるのでありますが「蕃木氏が私の流義に皆やりませぬが少し藁でもやつて見ました」と言ひましたが藁の方が餘程宜いやうに素人の考へには思ひました、蕃木氏の考へでは來年は充分總ての事を西ヶ原の風にやる積り自分の學んだ通りにやる積りのやうであるが、今年は斯う云ふ御覽の通りであるからこれが結果とか成績とかを御話しすることが出來ない、此處にある所のものは殆ど支那流義でやつたものばかりであります、斯う云ふ有樣で今年は生徒に少し教へたゝけであるが、生徒の模樣から考へて充分相當に往けやうと云ふ考へはある、それから種々の缺點を話したが掃き御しの缺點から、二眠三眠の缺點、温度の探り方の缺點、まぶしの缺點、それから生徒の授業法の總ての缺點を話したから、それは誠に宜いから來年は着々やるが宜い、そこで二人からも誠にそれは好結果であつた、今年手を附けるのは餘程大事だ、何でも事は永遠を期するが大切だ、一旦に改良をしてやりそこなふと往けない、殊に生徒の人心、教官の連中、土地の人心の異動を知らぬと往かぬから、彼れの長ずる所は成るたけ探つて餘りに攻撃的の仕事をせぬやうにして、彼れを奬勵的に仕掛けてやらぬと中途で挫折することがあるぞ、能く物議の起らぬやうやんなさいと色ゝ話をしてやりました、側ら學堂の技師や學堂の總辨も居たが話も出來ないので唯一と通りの挨拶をしたゝけで、これは將來大に爲になる宜いことであると思つて喜んで來ました、それから學堂の費用と云ふものは官費で總て官費であります、生徒の數は今は四十人位で男ばかりであります、それから此生徒が卒業してからの目的はそれ〳〵養蠶の改良を促すが爲に方々へ教官として分配する胸算らしい中ゝ張り込んで居るぞ、道臺あたりの考は餘程宜いので着々改良して往く傾きは餘程宜い、經費などは充分仰ぐことが出來る樣子である

●農業改良の訓令

農商務省は農業改良に關する訓令を發せらゝ等にして其理由は本邦の耕作段別は二百七十萬町歩の内二毛作の耕地は百萬町歩に過ぎざるも若し農家が一致共同して改良の方法を講ずるに於ては尚ほ百萬町歩の二毛作地を得ることは容易なるべく之に麥類を植附くるものとせば千萬石即ち六千六百萬圓を得べし又現在の水田を乾田に變ずれば米作の後に麥、菜等の作附をなし得るのみならず米の收穫も一段歩に二斗を增し品質も佳良に價格は水田のものより高め得べきを以て百萬町歩に於て後は三千萬圓の增收を得べし

蠶業に就て見るも全國桑田に適するの地は二十九萬町歩にして優に三百萬枚の蠶種を飼養し得べく即ち三百十二萬石の收繭を見るべき筈なるに現在の收繭は二百十二萬石に過ぎず此の如く農業上には改良擴張を要する點少からざるに就き地方官をして大に當業者を督勵せしめんと云ふにあり而して蠶業に關し改良すべきの點は蠶種の撰擇、保護、蠶兒飼育、蠶病消毒、殺蛹、乾繭、桑樹撰擇、霜害豫防等の細目に渉ると云ふ

●輸入物品從量稅目　關稅定率法第三條に依り輸入物品從量稅目左の通り定む本令は明治三十二年一月一日より施行すと九月二十六日勅令第二百二十號を以て公布せられしが布帛及絲縷に關するものは左の如し

輸入稅表番號	布帛、絲縷及材料　第三		稅額（圓）
三四一	生絲	每百斤	五五・一三〇
三四二	柞蠶絲	每百斤	二三・八四六
三四七	支那紬繻子	每方ヤード	・二七〇
	雜品		
四三六	天蠶絲(適用のもの)	每百斤	一六・九七六

●蠶業講習所設立費　三十二年度の豫算に於て農商務省の所管に係る新事業費の項目中には閣議にて削除せらしものあるも京都蠶業講習所設立費は多少の削減あるも決定せしといふ

●勸業費と蠶絲業費　各府縣地方稅勸業費は勸業上の施設奬勵に益々熱心し來れるに因り年々多きを加ふるの傾向を有し三十一年度地方稅勸業費は百十七萬七千四百六十四圓餘にして二十九年度に比し四十七萬三千九百九十七圓即ち六割七分四厘、三十年度に比し三十五萬千二百六十六圓餘即ち四割二分五厘の增加を示せり而して各費目に就き三十年度に比すれば三十一年度に於ては蠶絲業に二十萬六千圓餘即ち十六割餘の增加をなせるが如きは增額の著しきもの又總額に對する各費目の割合に就て見るに蠶絲業費は三十年度に於て總額の一割五分を占めしも三十一年度に於て二割八分を占め其割合の最も大なるものなり

各府縣別の勸業費總額と蠶絲業に關する費目は左の如し

府縣	勸業費總額（圓）	蠶絲業に關する費目	費額（圓）
東京	七、〇五三・三九〇	蠶種檢査	二、六六五・一六〇
京都	二一、七〇三・〇六六	養蠶教師	一、一七〇・〇〇〇
		養蠶傳習所補助	三、〇〇〇・〇〇〇
		蠶種檢査	四、五二八・五五〇
		計	八、六九八・五五〇
大坂	三八、七八五・四四二	養蠶練習所奬勵	三〇〇・〇〇〇
神奈川	七、九八九・三六五	蠶種檢査	一、三二五・八八九
兵庫	二六、二二四・二八五	蠶種檢査	三、四一三・八二〇
長崎	三九、〇五〇・二〇八	巡回教師	三七八・八六〇
		養蠶傳習所	二、〇〇〇・〇〇〇
		蠶種檢査	一、〇二三・八六〇
		計	三、四〇二・七二〇
新潟	二九、二四八・〇一四	蠶種檢査	八、九七〇・一〇五
埼玉	二二、四七〇・〇〇八	蠶種檢査	一五、五七一・七〇一
群馬	二五、四三八・一九七	蠶種檢査	一〇、七三五・七〇〇
千葉	二八、七九二・七二五	蠶絲業組合補助	六〇〇・〇〇〇
		蠶種檢査	二、八一二・九四八
		養蠶教師	一、八七四・一六〇
		養蠶生徒補助	七二〇・〇〇〇
		養蠶傳習所補助	四、八〇〇・〇〇〇
		計	一〇、七〇七・一〇八
茨城	一三、三六七・八六八	蠶種檢査	三、〇九五・五二〇
栃木	一六、八八三・二二四	蠶種檢査	二、一五八・七〇〇
		養蠶巡回傳習	五七七・四〇〇
		計	二、七三六・一〇〇
奈良	二九、八六七・九三九	蠶業奬勵	六七五・〇〇〇
		蠶種檢査	一、七七五・〇〇〇
		計	二、四五〇・〇〇〇
三重	一七、二九八・八六一	蠶種檢査	九、三二四・七九〇
愛知	三二、〇七二・二六七	蠶種檢査	五、二四六・七四〇
靜岡	二〇、四四六・三四四	蠶種檢査	五、九三九・四〇〇
山梨	一〇、二九五・七九九	蠶種檢査	三、七八二・七五〇
滋賀	一九、二九三・一六六	蠶種檢査	八、三八八・五〇〇
岐阜	四七、八六八・三六六	蠶種檢査	二、四二四・一七〇
		蠶種改良補助	五、〇〇〇・〇〇〇
		計	七、四二四・一七〇
長野	七五、七六三・八二〇	蠶種檢査	六三、七四七・九二〇
宮城	三三、九四八・一二一	蠶種檢査	一二、六四〇・七〇〇
		蠶種業組合補助	二、九四四・七〇〇
		殺蛹場補助	八五〇・〇〇〇
		計	一六、四三五・四〇〇
福島	三〇、九五七・〇八一	蠶種檢査	一六、七四一・五五七
岩手	四三、五四五・一八九	蠶種檢査	二、八七二・四〇五
		殺蛹室建築	三〇〇・〇〇〇
		繭乾燥所及揚枠場設置奬勵	二八〇・〇〇〇
		計	三、四五二・四〇五
青森	三〇、八八四・三〇〇	養蠶奬勵	二、〇四〇・二〇〇
		製絲奬勵	二八五・二〇〇
		蠶種檢査	一、五八三・一〇〇
		計	三、九〇八・五〇〇
山形	一九、八四一・二八八	蠶種檢査	九、三三五・一〇〇
秋田	三二、三〇三・八四〇	[illegible]	五、〇〇〇・〇〇〇
		製絲奬勵	五、〇〇〇・〇〇〇
		蠶種檢査	二、四五二・二〇〇
		蠶絲業奬勵	六八五・一二六
		計	一三、一三七・三二六
福井	二二、九二七・六七〇	蠶種檢査	四、三三九・九〇〇
石川	三二、六七六・二九六	蠶種檢査	六、一一七・〇〇五
富山	一六、五三五・五七〇	蠶種檢査	四、〇六三・九八七
		養蠶巡回教師	三四八・〇〇〇
		養蠶飼育場補助	八〇〇・〇〇〇
		計	一、二一一・九八七
鳥取	一二、〇三〇・一六九	蠶種檢査	二、〇五〇・五三九
		蠶絲業組合補助	六〇〇・〇〇〇
		計	二、六五〇・五三九
島根	二九、一五九、一八六	蠶種檢査	四、〇九〇・〇一〇
		蠶業講習所奬勵	三〇〇・〇〇〇
		計	四、三九〇・〇一〇
岡山	一七、八三五・四八四	蠶種檢査	一、五一五・一〇〇
廣島	二一、八六七・七一九	蠶業奬勵	三、八二六・二〇〇
		蠶種檢査	一、四九五・六八〇
		計	五、三二一・八八〇
山口	二四、九八二、八七五	奬勵	四、三一五・〇〇〇
		巡回教師	六〇九・四〇〇
		蠶種檢査	一、三三三・九一三
		計	六、二五八・三一三

| | | |

子其他にて種々に意匠を凝し其攝ひものを廉價に製出せるより大に需用を增加し其影響は早くも琉球紬に及ぼしたるものゝ如く又一方には昨年來內地織物の不昧に連れ該品の賣行きも減少したれば織出しも隨て漸く減少したれども品物は一層賣れざる爲に家自の殘品を抱き居るの狀なりしも機屋は片手仕事なるを以てさまで困難を感ぜざるよし

●福島縣西ケ原同窓會　同會は九月廿三日奥羽實業大會終了の日を以て福島町清貨亭に於て開會せり會する者は同會幹事長池田常藏氏幹事遠野穩三、丹治清太郎、橋本周輔並に桃井與五右衛門、遠藤清吉、熊阪佐太郎、大竹作之助、子安雅雄、橋本宗太、濱名龜藏、金成金彦、渡邊顯綱、小田宗孝、秦文治、江花豐治、富田美津義、佐々木伴四郎、菅野忠左衛門及外二十有餘名にして蠶業講習所よりは技師河原次郎氏該所を代表し横濱生絲檢査所技師高橋信貞氏は奥羽實業大會の序を以て臨場せられ先づ橋本氏は會員諸氏の提出せる問題及今春發會式に提出の未決問題幷に新入會員等に關する事項を報導し遠野氏は今回開會に至りし顚末を陳べて高橋、河原兩技師の來場を謝し續て池田氏會頭席に着き各自提出の問題に就て研究討議し了て午後高橋技師は目下同窓者の注意すべき要件實業大會に於ける所感として現今我蠶業界は最早增殖の時代にあらずして寧ろ整理の時代なることを演べられ河原技師は各地方の同窓者特に同縣の同窓者には勉て見聞を廣くし時勢に後れず能く本邦蠶業界の指南車たらんことを希望する旨を說かれ深く會員に感動を與へられたりそれより來賓なる兩技師の勞を慰むが爲め宴を設け各自隨意に目下研究すべき事項及將來の要件等に就き盃酌獻酬の間に談話し又兩技師に就て疑を質し各〻其益を得ること尠からず一同歡を盡して散會せり又山形縣の蠶業家金子孫左衛門氏は同會に列席を請はれ特に諾を得て始終列せられたりと

●競進社蠶業講究所同窓會　同會發會式は八月十九日同所第二回卒業證書授與式に續で擧行せらる今其概況を記せんに式場は前號に記せし卒業證書授與の式場に異ならず最も嚴肅たりしと雖も唯親る同窓者の後れ至る者三々五々相續ぎ其他參觀人等麕集せるを以てさしも廣き式場も爲に狹隘を致せるの差あるのみ而して發起人總代神原庄之助氏は同窓會創立の旨趣を述べ萩原埼玉縣知事は縣下蠶業の盛に就て同窓會の前途を祝し練木蠶業講習所長は蠶の種類及結繭後絲線の增加に就て自己の實驗せる最も斬新なる說を得意の能辯に請演し岡田兄玉郡長の祝辭あり協田技手は上簇の注意を最も詳密に自己の實驗に照して演說し竹澤蠶業新報社長は同窓會の記事を蠶業新報に掲載するの挨拶を述べ吉池教頭は

同窓會に對する所感に就き贊成の理由と將來同會の警戒すべき要點に關し注意を與へられ了て規則修正役員選擧は委員に托することとし和氣洋々の間に閉會を告げ式場一變光景一轉して更に懇親會を開き献酬殆ど半ばなる頃福引の餘興は始まれり而して其趣向たる多くは是れ同窓會創立委員諸氏が前宵徹曉苦辛經營蠶業上に因みたるものにして來賓練木氏に炭酸瓦斯中毒でふ題にて人形の頭痛鉢卷せるもの相當同しときは滿堂喝采割るゝ許なりし又養蠶家の憂は外にあらずして內にありてふ題を引き如何なる景物にやなど胸の鼓動を高めつゝある人に蝗蛆の蛹を獎ヰ水引の袋にて頂戴せし顏の奇妙さなど譬ふるに物なかりし又蠶業社界の一大問題たる改良の端緒に落込むを不思議なれ埼玉縣の貯繭改良は知事の責任なりと云ふ識なるか非か而して其解は鐘詰にてビールの鐘詰微笑を漏しつゝ受取られたる如き亦一興なりき其他百本に垂んとするの福籤は悉く廻を解き腐を沸さざるなく主客共に十二分の歡を盡して散會せり又此夕兄玉町延壽館にて講師の慰勞會を開きたり來會者は講師役員卒業生等無慮百名にして數番の演說あり種々の餘興あり是亦非常の盛會なりしと

●集談會と共進會　京都府第九回蠶業大集談會は九月五日より丹波何鹿郡綾部町高等小學校に於て開會せらる當日の來會者は東京より松永蠶業講習所技師横濱より今西生絲檢査所技師神戸より吉田生絲檢査所技師高橋信貞氏及本府青木書記官を始めとし斯業に關係ある者一千餘名にして有益なる數番の演說講話三日間に及ぶも聽者をして尙ほ足らざるの感あらしめ陛下の萬歲と蠶絲業の萬歲を三唱して散會せり又本會の開期を機とし同月三、四の兩日は各郡の蠶絲同業組長及蠶種檢査員巡廻教師等の協議會あり蠶種家は品種撰定の目的を以て各自製の蠶種平附框製各一枚原繭一升出殼繭二升宛を一點として出陳し其公評會を開き各點に精細なる評錄を貼附して一般の縱覽を許し又每宵餘興として地方有志者のなせる烟火は來會者の心目を慰め頗る盛會なりしと同地の通信に見えたり▲京都府加佐郡蠶絲同業組合支部內第三回蠶絲共進會は八月十一日より三日間河守上村（元伊勢の里）尋常小學校に於て開設せしが出品點數は三百十六點にして（審査は同月八日より着手し繭の絲絲審査は七月下旬河東製絲會社にて行ひ）公衆の縱覽を許し十三日褒賞授與式を擧行せしに參集者は百數十名にして審査長の審査報告事務長の式辭に續て褒賞を授與し次に演說祝詞答辭ありて式を了へ更に宴會を開き席上諸氏の演說ありて各歡を盡して散會せり今回一等賞を得しは（繭）平野新藏、平野大三郎（生絲）河東製絲會社なり又開會中は種々の餘興を副

（日々數千人の來觀者あり頗る盛會なりしと

●八戸實業補習學校　同校は昨年十一月二十五日を以て開校式を擧げ校長兼蠶業科は花檀文藏手工科は田中精太郎普通科は村上岩太郎裁縫科は天野みい事務員は木村與世の五氏にして爾來日尚ほ淺きに拘らず熱心に從事せられ其成績至て宜しく去月十四日を以て第一回事績報告式を擧行せり今其概況を記さんに表門には麥稈眞田を以て組みたる國旗を交叉し來賓休憩所には數種の繭蠶種其他種々の額面書畫工藝品裁縫品等を周圍に陳列し參考品として顯微鏡蠶昧解剖器に附屬品を供（プレパラートを裝置し其他養蠶書類養蠶圖解桑の見本殊に來賓の目を惹きしは本多學士が一昨年歐米に於て自撮の寫眞なり其外花檀校長が東京より取寄せ或は當地にて製作させたる斬新の養蠶器機等を陳列して觀覽に供し其注意の周到なる以て本校の成績を知るに足る當日の來賓は六十餘名にして午後一時校長は來賓を式場に導き事績報告を擧行するの式詞開校以來の事績報告を爲し來賓の祝詞演說等ありて後八戸實業補習學校萬歲を三呼して式を了し來賓には酒肴生徒には茶菓を呈して盛會なりし當日花檀校長の報告せる事績の大要を摘記せば蠶業科は實習期外に養蠶大意、飼育法、培桑、蠶病、蠶種製造法、理科等の簡易なる學理を教授し手工科は總て實習を主とし普通科は實用的の補習を旨とし讀書、算術、習字、修身の四科目を教授し裁縫科は實地的訓練を教授し獨立自營の精神を涵養するを以て目的とし而して本年度春期に於ける實習の養蠶は蟻量八反を掃下し之を男女生の二室に別ち一室に四夕づゝ飼育せしに其結果二室優劣なく合計三十二貫四百匁を得たりと是れ當地方に於て未曾有の好成績なり手工科普通科裁縫科等は去る八月中本縣第二尋常中學校内に於て開會せる本郡小學校生徒教育品展覽會に出品せるに審査の結果一等より四等迄賞品及賞狀を得たるもの十四名の多きに及べり加之ならず本郡尋常科小學校訓導に任用せられたるもの一名其他今尚は四五名の申込みありと聞く開校以來未だ日淺きにも拘らず斯の如く成績の善良なるは生徒諸子の柔順なる勉學に因ると雖も本校長職員諸氏の熱心なる賜精舍陶の宜しきに因るの結果なりとす（山下一氏報）

●蠶兒毒殺の訴訟　信州埴科郡坂城村の荒井某は自家所有の桑畑と水出某所有の桑畑と境界を取違へて水出某の所有畑より桑葉を摘取りしより一場の紛議を生じ結局他の桑葉を以て償ふことゝなりしに水出方にては荒井方より受取りたる桑葉を蠶兒に給するや忽ち飼育中の三分一以上斃死したりしかば大に驚き是れ必定害毒となるべき桑葉を以て蠶兒を傷害せしめたるものなりとして直ちに上田區裁判所に

家畜殺の告訴を起したりと蠶兒の毒殺事件とは奇といふべし

●佐々木忠二郎氏　東京帝國大學農科大學教授學博士佐々木忠二郎氏は九月九日本俸四級俸を下賜せらる

●倉山昌親氏　氏は富山縣婦負郡長にして大日本蠶絲會富山縣支會の幹事長たりしが九月二十二日熊本縣天草郡長高等官七等に任ぜられたり

●兵庫縣簡易蠶業學校長　去る七月十五日重松達一郎氏願に依り同校長を免ぜられ其後任未定なりしが九月二十二日鳥取縣東伯郡簡易蠶業學校長兼教諭中村鼎氏之に任ぜられたり

●藤島盈文氏　大日本蠶絲會員山梨縣人廣島盈文氏は香川縣岡野鶴足二郡の蠶業教師に招聘せられてより茲に三年能く其職に盡粹せられ斯業の爲め功勞甚からず又郡農會創設以來農藝委員として模範桑園蠶種製造等の事業に從事し勤勉倦むなく爲に益する所尠少ならざりしが今回山口縣に轉任せらるゝに臨み其功勞に酬ゆる爲め蠶業同志會（銀杯一個）郡長（銀時計一個）及郡農會より夫々感謝狀を贈りたりと

●瀧口喜造氏　山梨縣南都留郡三吉村大日本蠶絲會員瀧口喜造氏が多年實業上盡力の功勞を表謝せん爲め同郡有志者菊地實二郎外百三十七氏は九月二十三日同郡谷村町長安寺に於て慰勞會を開設し左の感謝狀に銀杯一組を添へて贈呈せり當日會する者百七十餘名にして頗る盛會なりしと

君資性篤實風に意み農事經濟に注ぎ朝行實踐然庶の儀表となり曾て居村の表顯を憂ひ三吉勤業組合を組織し勤儉の美風を奬勵する　ここ多年大に其功績を奏し隣里其德を稱せざるはなし尚久飢意南郡役所農會の創立に除瀝し尋で幹事に推選せられ盡瘁旅講其任を盡し維持根張に於ける其力に依る赤誠から々其他農業實業諸會に臨み經驗說を講演し或は著述に表し之を郡下當業者に配布し以て斯業の進歩發達を圖らる誠に余聚衆民の感謝に堪へざる所なり依て茲に銀盃壹組を贈呈し幸に其功勞を表謝す

●清國視察員の派遣　日清間通商の發達を圖るが爲め農商務省にては視察員を派遣し又各種の團體及商業者に照會せられしことは前號に記せしが本月五日左の諸氏に夫々命ぜられたり

農商務省參事官　織田一
農商務技師下　啓助
蠶業講習所技師　木多岩次郎
農商務技手　加藤末郎
同　山田英太郎

農商務省より調査を囑託せられたる者

東京工業學校助教授　齋藤僖吉
高等商業學校教授　祝山鐵三
林學士　杉原鑒三郎
東京商業會議所書記長　萩原源太郎
足利機業家　小柴藤四郎
中央貿業團體員　四川太次郎

同行を許可せられたる者

伊藤平次郎　京都市
四野安次郎　東京市
愛知縣　木村銅次郎
横濱市　衣川專之助
長野縣　中村利元
群馬縣　澤澤利重
茨城縣　吉川榮吉
大阪市　武内芳吉

岐阜縣	加藤助三郎
長野縣	相馬愛藏
岡山縣	大高庄右衛門
同	池田茂兵衛
愛知縣	竹内萬助
岩手縣	米谷秀司
北海道	伊藤彦三
群馬縣	白石鋼太郎
北海道	蠣田經助
同	内藤俊太郎
熊本縣	熊本商業會議所派遣員

以上の諸氏は清國の南部、北部に分れ北部の視察員は本月十一日玄海丸にて神戸港を發し南部視察員は翌十二日薩摩丸にて横濱を發する筈なりと

●三井製絲所の重役　三井名古屋製絲所の支配人たりし小出收氏は富岡製絲所に轉じ其後任には大嶹製絲所の加藤豐氏又大嶹製絲所の主任には長田武次氏昇任せられたりと

●褒章下賜　岡山縣田村護三郎氏は賞勳局に於て左の通り藍綬褒章を下賜せらる

岡山縣備中國淺口郡新庄村長　田村護三郎

資性廉直夙に村政に從ひ聲望あり町村制施行以來再三選れて村長と爲り常に地方制度の旨を體して自治の發達を圖り道路を修め蠶桑を勸まし教育を奬め紛爭を解き惡疫を防ぎ飢餓を濟ひ村費を節して基本財產を造成する等績業多年克く其職に稱ひ諸務整理し民情安輯す洵に公同の事務に勤勉し勞效顯著なりとす仍て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す（五月二十五日）

●初霜季節　降霜の農事に關係ある殊に秋季の初霜、春季の晩霜の如きは其關係の最も大なるものとす今や秋季降霜の季節に際せるを以て中央氣象臺及各測候所に於て其創立以來昨三十年迄の觀測成績に係る初霜の平均及最早季節を掲げて參考に供す

地名	觀測年數	平均	最早
十勝	六	九月二十二日	二十六年九月十六日
釧路	八	九月二十六日	二十六年九月十七日
札幌	二二	十月三日	二十一年九月九日
上川	一〇	十月五日	三十年九月二十七日
函館	二五	十月九日	二十年十月一日
網走	九	十月十三日	三十年十月二日
根室	一八	十月十三日	二十六年九月二十四日
長野	九	十月十八日	二十六年十月七日
山形	九	十月十九日	二十六年十月七日
秋田	一五	十月二十日	二十七年十月八日
福島	九	十月二十日	二十八年十月十三日
宮古	一五	十月二十二日	二十年十月十四日
福井	一一	十月二十二日	—
[illegible]雲	一一	十月二十三日	二十七年十月三日
青森	一六	十月二十三日	二十二年十月九日
岐阜	一五	十月二十四日	二十四 二十五年十月二日 二十七
宇都宮	八	十月二十六日	二十九年十月十二日
京都	一八	十月二十六日	二十五年十月二日
山口	一〇	十月二十六日	二十七年十月八日
壽都	一三	十月二十八日	十九年九月六日
石卷	一一	十月二十八日	二十二年十月十四日
宗谷	一〇	十月三十日	二十二年十月二日
前橋	一	十一月一日	—
熊谷	一	十一月一日	—
水戸	一	十一月一日	—
八丈	一	十一月一日	—
甲府	四	十一月二日	三十年十月二十六日
名古屋	八	十一月四日	二十七年十月二十五日
彦根	五	十一月四日	二十六年十月三十一日
熊本	八	十一月六日	二十六年十月二十一日
岡山	七	十一月六日	二十四 二十五年十月二十六日
大坂	一六	十一月七日	二十一年十月二十三日
東京	二二	十一月八日	二十九年十月二十三日
福岡	八	十一月八日	二十五年十月二十六日
松山	八	十一月十一日	二十五年十月二十七日
嚴原	一二	十一月十二日	二十一年十月二十二日
伏木	一三	十一月十四日	二十三年十月二十一日
金澤	一六	十一月十四日	二十四年十月三十一日
境	五	十一月十四日	二十一年十月二十八日
佐賀	八	十一月十四日	二十七 二十八年十一月六日
廣島	一九	十一月十四日	十七年十月二十六日
濱田	四	十一月十五日	二十九年十一月[illegible]日
宮崎	一五	十一月十八日	二十一年十月二十二日
銚子	一一	十一月十九日	三十年十一月一日
津	九	十一月十九日	二十二年十一月四日
佐世保	五	十一月十九日	二十八年十一月六日
長崎	二〇	十一月二十日	二十三年十一月三日
新潟	一七	十一月二十一日	二十三年十月二十五日
高知	一六	十一月二十一日	二十六年十一月十日
大分	一一	十一月二十二日	二十一年十月十七日
鹿兒島	一五	十一月二十日	二十八年十一月八日
沼津	一五	十一月二十三日	二十二 二十七年十一月十四日
味野	四	十一月二十五日	二十九年十一月十日
神戸	一	十一月二十六日	—
濱松	一五	十一月二十七日	二十年十一月十四日
横須賀	五	十一月二十八日	二十八年十一月十五日
和歌山	一九	十一月二十八日	二十二年十一月十三日
德島	一七	十一月二十八日	二十七年十一月十四日
横濱	一	十一月三十日	—
吳	四	十一月三十日	二十九年十一月十日
赤間關	一五	十二月三日	十九年十一月八日
多度津	六	十二月七日	三十年十二月一日
臺中	一	二月十二日	—

●叙任及辭令

鳥取縣東伯郡簡易蠶業學校長兼教諭　中村鼎
任兵庫縣簡易蠶業學校長（九月二十一日）

農商務技師　青山元
愛知縣主催第四回東海農區五縣聯合關外十一種共進會審查長トシテ同縣ヘ出張ヲ命ス（九月十九日農商務省）

蠶業講習所技師　松永伍作
和歌山縣物產共進會繭生絲審查官トシテ同縣ヘ出張ヲ命ス（九月二十一日同）

兵庫縣簡易蠶業學校長　中村鼎
年俸金九百圓下賜（九月二十一日兵庫縣）

●特別廣告

㊐會員諸件

左の諸氏は去八月中入會若くは死亡せられたり

▲入會

○特別會員

東京　三井工業部　三重　本橋保次郎
同　中山武平
同　山際喜兵衛
同　小西芳太郎
同　前川伊三郎
同　中村喜七
同　知　小木曾善三郎
同　愛　石川勘三郎
同　静　外村万吉
同　岡　宮内公平
同　山口重廣
同　梨　山口片山見一
同　小澤竹次郎
同　瀧口喜造
同　深澤源太郎
同　神取一喜
同　堀内又市
同　渡邊慶治郎
同　渡邊弘之
同　代永正平
同　小川利左衛門
同　福島喜美太郎
長野　福島本亀吉
同　橋本利八郎
同　形高橋常太郎
同　五十嵐味石衛門
同　高橋常太郎
同　伊藤諒作
同　高知岡崎伊佐馬
同　鹿見島有馬助五郎
同　近野大八
同　前田瓦齊
同　若月長次郎
同　井手孫一
同　井手濟助
富山　藤澤五三郎
宮城　八巻庄太郎
福島　根佐々木峰太郎
同　橋本亀吉
同　深津啓四郎
山形　松井一郎
同　廣島錦織百六
同　島
同　計五十九名

右の内にて三井工業部、金子、原、岩田、馬場、中澤、松本、服部、奈良毬織絲業聯合組合取締所、小木曾、石川、宮内、福島、橋本、亀吉、高橋常太郎、藤澤、佐々木、岡崎の十八氏は各自に申込まれ露木氏は島村月四郎氏。細巻氏及岩下二氏は山崎久米藏氏。前川（久吉）氏及以下十一氏は井田勘之助氏。外村氏は田中伊左衛門氏。山口氏は岩間忠太郎氏。小澤氏は佐藤三郎兵衛氏。龍口氏及以下五氏は山梨縣支會發起人諸氏。代永、小川の二氏は古屋丹作氏。八巻氏は津田傳八氏。高橋（利八郎）、五十嵐の二氏は高山勝次郎氏。伊藤氏及以下三氏は山形支會。深津氏は山口鋼太郎氏。松井氏は須賀源太郎氏。錦織氏は武田倉一氏。片山氏は吉池慶正氏。有馬氏は下宮長三郎氏。千田氏は古河長吉氏。井手氏は山中藤助氏も紹介せられたり

▲會員の變更

本會規則第二章第六條一項に據り通常會員より特別會員に變更

鹿見島　古河長吉

○通常會員

東京　金子宇吉
神奈川　原正雄
同　霧木東雄
兵庫　絹巻李藏
同　濱野鐵之助
同　谷口晉
埼玉　岩田謙三
同　馬場敬造
群馬　中澤伴次郎
千葉　松本清作
栃木　服部昌松
奈良　奈良毬織絲業聯合組合取締所
三重　前川久吉
同　橋本千吉
同　豊田音次郎
同　井上熊吉
同　岩脇多三郎
同　岩脇大三郎

清國蠶業視察復命書

三尺四五寸の箔一枚に三斤四眠の際は四尺五六寸の箔一枚に四斤の蠶兒を容るゝと云ふ概して之を云へば蠶兒の發生より三齡迄は甚だ厚飼にして四五齡の間は比較上薄飼なるが如し

眠起の取扱　眠起の取扱方は稍鄭重にして見るべきものあり無錫地方にては蠶熟眠する毎に至れば糠炭を撒布して遲眠蠶を選り分け別箔に移し已に眠れるものは箸にて其蔟沙を切り擴げ疎鬆ならしめて更に又糠炭を撒布す大眠の時に當りては一斤の蠶兒を五六ケ所に分置して其上に風化せる石灰を撒き徇乾燥せる稻禾の五六寸に切りたるものを以て之を覆ふ者ありと云ふ土人の云ふ所を聞くに此法は古來より行はれたる所にして濕氣を除き兼て臭氣を防ぐに大效ありと云ふ而して蠶兒の悉く起き揃ひ一も眠蠶なきに至りて桑附をなし其後一二回給桑して起裏を除くと云ふ

除沙　除沙も亦一定の時期方法等あることなし只堆積して甚だ厚きに至れば之を行ふのみ稀には糠炭を用ふること恰も本邦の籾糠を用ふるが如くする者ありと雖も概ね普箸を以て一々之を拾ひ取り他の蠶箔に移す迂遠の狀想ふべし浙江省にては之を起庇と稱し江蘇省にては際蠶と云ふ

上簇　蠶兒老熟すれば之を拾ひ取りて簇に移すこと本邦に異らず簇は紹興府附近に於ては本邦東北地方に行はるゝエビラ樣のものを用ふるもあれども大概は地上に三四尺の臺を爲し竹簀又は茓簀を敷きて藁を弁べ其上にマブシを排置するなり

マブシ　能く乾燥せる藁のスクリたるものを長さ一尺三四寸位に切り其中央を縛り（周圍五六寸）兩端を開發したるものにして之を一山と云ふ毎一山熟蠶を容るゝこと凡そ五十頭づゝなりと云ふ簇は稀に架を設けて數段を作るものありと雖も概ね一段に過ぎず上簇の場所は成るべく清淨にして窓ある高燥の室を選みて用ふ而して簇臺の下には寒暖晴雨に係らず必ず火爐を置きて之を煖め四圍を閉鎖して風又は日光の透射を避け三四日の間は之を開くことなし然れども三四日を過ぎて蠶已に結繭を了はるときは必ず之を開きて清涼を計る彼地俗に之を涼山と云ふ其火力を用ひて室内の乾燥を保ち或は成繭後戸を開きて風を透すが如きは結繭上頗る良法なるが如し

或は又上山後二三日にして尚ほ未だ繭をなさゝるの蠶あるときは竹枝を以て山上に舖き其間に入り繭を作らむるものあり土俗之を青山と云ふ

地蠶　地蠶とは箔籠等を用ひず土間或は室内に蠶兒を放養するの謂にして疇昔本邦に行はれたりし粗

桑飼なるものと稍其趣を一にせり清國にては現時尚此法を行ふ者多し
其法は先づ室内に乾草細柴の類を敷き其上更に乾燥せる藁を舖きて平面にす氣候寒冷なれば之を布くこと厚く温暖なれば薄くして地面を露はさゝるを以て度となすと云ふ室の周圍には石灰を撒布して温氣を去り併せて害蟲の侵入を防ぐ而して五齡飼食後一二日なる蠶兒を取り直ちに其上に放ちて飼養し老熟に至らしむ已に老熟するに至れば柳枝を以て其上に被ひ蠶の上るを待ちて之を取り簇に入る
尚彼地養蠶家が從來稱說する所の俚諺又は坊間行はるゝ所の書籍等に就き其飼育に關する部分の要點を摘記して參照に資せん
一蠶を養ふには最も天の寒きを忌む寒ければ則ち眠起皆後れ甚しければ口を噤して食はず又甚しければ則ち變じて白殭となる
一蠶は天光晴暖東南の風多きを喜ぶ此年蠶事必ず盛なり陰寒潮濕風東北に多ければ必ず病多し能く繭を作るも絲少くして繰り難し
一陰寒に遇へば蠶食はず須く棉被を用ひて四面を包被し暖氣を受けしむべし
一蠶を養ふの室南向に如くはなし其次は東南を宜しとす若し西又は北向なるか又は高大寬濶にして陰寒なれば火烘を用ふ然れども氣散じて集らず故に是等の房屋は小蠶より二三眠まで總て宜しく法を設けて遮欄し上は蓋ひ下は鑿し寒氣をして侵逼することなからしむれば有蠶即ち宜し
一蠶室は矮小緊密なるを可とす能く和暖蠶に宜し
一播立は穀雨の期を最も良しとす早ければ桑未だ長ぜず且天寒くして蠶病み易く晚ければ蚊蠅多く上山後繭をなさずして黑爛し或は成繭を成すも尖蛆ありて繭を穿出す
一蠶を養ふ必ず先づ蠶花を量る必ず先づ蠶花を量るべし
一採葉は早朝及日暮に於てすべし烈日の中に採れば即ち枯槁し易し
一初二眠までは食桑甚だ少し從て食へば從て採るべし三眠以後は多食す晝間食ふ所の葉は清晨之を採り夜間及明晨の葉は晚に之を採るべし若し枝を剪りたるものならば之を堅に直立して風氣を透すべし堆積厚きに過ぐべからず且つ時々之を反酥すべし否らざれば發熱して葉黑く食に堪へず又日風に晒すべからず燥風一度吹けば甚だ枯乾し易し
一收時は二日を超ゆべからず二日以上のものは用ふべからず
一蠶食はざるの葉二あり金葉（黃色のもの）油葉（熱して黑くなれるもの）是なり水葉を食はしむべからず
一雨中に採りたる葉は布にて包みて之を乾かし又は淘過せる麥稈を以て之を拌すれば少時にして乾くと云へり
一大眠起後先づ柘葉を以て飼ふこと二三回なれば其絲益〻韌にして光有り
一大眠の蠶五斤なれば後百斤の桑葉を要す蠶已に起ると雖も急に飼葉すべからず必ず床下一眠蠶なきに至りて與ふべし後桑を與ふること兩三次にして起底す起底は隔日一次之を行ふ二眠起の後は桑渣蠶沙厚くなり易し須く一日一次箔を替ふべし
一蠶を養ふもの唯其食の少なからんことを恐る
一蠶を養ふ太だ疎なるべからず疎なれば食桑盡きず葉を徒費す太だ密なるべからず密なれば食桑多少あり蠶の成長齊一ならず
一種繭二十兩にして一尺の蠶卵種を得來春小蠶（蟻）一兩を收むべし
一蠶沙殘桑は隔日一次之を除くべし否らざれば則ち濕熱蒸上蠶必ず病あり
一每眠時柴蠶皆眠る獨り一二青頭未だ眠らず桑を食ふあり蘇俗之を烏嬢と云ふ一二眠の烏は眠起の稍後るゝに過ぎず尚能く繭を作る三四眠の烏は多食して老ひず速に捨つべし
一每眠期皮を脫する能はず滿筐を遊走して他蠶を損す他蠶亦皆病を致す速に棟去すべし又大眠後二三日蠶身短小にして其節高く葉を食はず脚下白水を流して遊行するものあり速に棟去して他蠶を染めしむべからず
一蠶最も霧を忌む之を受くれば必ず病む慎んで受けしむる勿れ
一天寒き時は室中火烘を置くべし寒氣を去るには驟かに煖むべからず否らざれば則ち蠶黃軟病を發す又太だ煖むべからず太だ煖むれば即ち焦燥和せず赤病を致し易し蓋し天氣の暖愈暖なれば愈宜し火氣の煖は相宜しきを得ざれば後ち必ず病多し

一蠶を養ふ速かならんと欲する者は即ち傍に火盆を置くべし效なきにあらず然れども後日往々病を生ず宜しく之を戒しむべし故に火熱の一法洵に已を得ずして之を行ふ若し大寒ならざれば則ち必ずせざるを可とす

一蠶蛾の交尾時間短きに過ぐれば明年發生の蠶不眠となるもの多く長きに失すれば節高となるもの多し

一蠶の宜しとする者五あり　生より老に至る皆風を避くるを宜しとす。眠時は凡て暗靜を宜しとす。葉を食ふときは明るきを宜しとす。上山は暖かきを宜しとす。成繭は涼しきを宜しとす

一蠶の忌むもの甚だ多し　煙熏酒醋油氣一切の香氣臭氣皆忌む之を犯せば食を停む。哭泣祈禱喝逐鷄犬を忌み更に產婦と凶服とを忌む　鞞高聲鑼鼓爆竹敲聲皆忌む之を犯せば食を停む。哭泣祈禱喝逐鷄犬を忌み更に產婦と凶服とを忌む但し小蠶より之を避けざれば則ち厭忌することなし。妄燥乖戾醉狂の人は近づくべからず

一小蠶一兩と食桑二十斤なれば絲百五六十兩を得べし

一三眠の蠶一斤なれば則ち絲一斤を得べし

一大眠後桑二十斤を食ふの蠶は繭二斤を得べし

一一斤の繭より多きは二兩少きは一兩二三錢の絲を得べし

一繭十分を以て約一分の絲を得るを以て常とす

一一錢の蟻蠶を飼ふて法を得れば大眠蠶約五六斤を得べし

一蠶老ひて將に盛なる時は一々捉ふるに勝へず則ち多葉の柳枝數十條を以て葉上に排列し上るを待ちて上山せしむ

一初め老蠶を見てより葉を與ふること五六次なれば則ち盡く上山すべし

一蠶山は窓ある靜室の中に於てすべし則ち成繭後風氣を通ずるに良き故なり

一山架は須く高燥なるべし樓上之を設くれば最も妙なり搭山は牆柱によりて造るべからず並し蠶の性高きを好む若し牆柱によりて之を縛せば蠶即ち之に登り瓦縫の間に至り繭を作る

江浙兩省の養蠶法は大略右に述べたるが如く之を本邦近時の養蠶法に比すれば概して拙劣粗漏なるもの多し然れども收穫に至て甚だしき失敗を被るもの寡き所以のもの如何を考察するに